

会議録

平成27年3月9日(月)

場 所 3階 第1研修室

会議名：第2回平成27年度予算等審査特別委員会

出席委員：東出委員長、福嶋副委員長、又地委員、佐藤委員、吉田委員、竹田委員
平野委員、笠井委員、新井田委員

欠席委員：なし

オブザーバー：岩館議長

会議時間 午前9時30分～午後5時04分

事務局 山本、吉田

開 会

1. 委員長挨拶

東出委員長 定刻になりましたので、ただいまから、3月6日に引き続き、第2回平成27年度木古内町予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりです。

総務課の皆さん、3月6日に引き続き、どうもご苦勞様でございます。

それでは、早速、会議次第のとおり、審査を進めてまいります。

2. 審査事項

(1) 総務課

東出委員長 3月6日最終は、総務課所管の歳出の部分について、質疑を受けましたけれども、そのほか質疑があればお受けしたいと思いますので、どなたかございませんか。

吉田委員。

吉田委員 6日の日の歳出のほうの説明の中で、ちょっと気が付いたことを1点お願いいたします。81ページのレーザープリンタ2台の導入ありますよね。これあるのですけれども、昨年の確か予算の中で、2台レーザープリンタを入れているのですよ。それで、こんなにレーザープリンタは必要なのかということと、今後はどのくらいもし必要であれば、どのくらいこれを買っていくのかちょっとお知らせ願えればと思いますけれども。

東出委員長 幅崎主査。

幅崎主査 レーザープリンタですが、毎年度新しく購入するというよりは、老朽化したプリンタを修理するともう5年経過したものについては、新品で買うほうが安いというような修理代になりますので、一応新規で2台分の予算を計上しておりますが、いまも5年以上経過したプリンタ、7年程度経過したものもだましまし使っている状況です。26年度に

つきましては、修理代の見積もりが5、6万円以上かかったプリンタについて入れ替えるということで、2台既に今年度購入予定でおります。来年度についても、既にもう老朽化しているものがありますので、一応計上しているということで、もしだましだまし使える状況であれば、未執行で買わないで終わる予定です。

東出委員長 そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

(2) 選管

東出委員長 なければ、次に進みたいと思いますので総務課長、よろしく願いいたします。

総務課長。

新井田総務課長 それでは、次に選挙関係の歳出をご説明申し上げます。

97ページをお開き願います。

1目 選挙管理委員会費につきましては、ほぼ前年と同額でございます。

次に、2目の北海道知事及び議会議員選挙費につきましては、この度の地方統一選挙に伴う執行経費で、384万1,000円の計上でございます。この選挙につきましては、年度をまたいでの執行となりますので、過日補正予算で計上させていただきました234万1,000円と合わせて、約600万円で執行するということとなります。道の選挙でございますので、全て道費が充当される予定となっております。

次に、98ページです。

3目 木古内町議会議員選挙費につきましても、4月に執行予定の予算でございます。全体で417万6,000円の計上でございます。予算のボリュームといたしましては、4年前より若干増額となっておりますが、全て一般財源となりますので、最終的には経費の抑制に努めてまいりたいとこのように思っております。

歳出につきましては、以上でございます。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

東出委員長 歳入に入ってください。

総務課長。

新井田総務課長 それでは、総務課所管の歳入について、ご説明いたします。

28ページです。

28ページの2款 地方譲与税から、37ページ10款 交通安全対策特別交付金までにつきましては、総務省が提示する地方財政対策における交付総額見込と、前年度までの交付実績の推移を基に計上しているところでございます。これら交付金の中で、昨年と比較し増減額の大きいものにつきまして、ご説明いたします。

まず、33ページをお開き願います。

6款 1項 1目 地方消費税交付金でございますが、消費税増税に伴い平成26年度に大幅な増額で計上しておりましたが、増税に伴う消費の低迷によりまして、平成27年度では400万円減として計上をしております。

続きまして、34ページです。

7款 1項 1目 自動車取得税交付金ですが、消費税増税により自動車取得税の税率が引き下げられたことに伴いまして、減額をさせていただきます。前年度から約450万円の減額で計上しております。

次に、36ページです。

9款 1項 1目 地方交付税ですが、総額で前年対比650万円増の21億9,250万円の計上でございます。内容といたしましては、普通交付税が1,600万円増の19億2,900万円、特別交付税は、950万円減の2億50万円としております。いずれも地方財政計画の見込みと、ここ数年の実績を勘案しての計上でございます。そのほかの交付金につきましては、ほぼ前年並みとなっております。

続いて、46ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 1節 総務費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、733万5,000円の計上でございます。

続きまして、48ページです。

13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金のうち、真ん中の自衛隊募集事務委託金 6万円でございます。自衛隊募集に伴う国からの委託金を計上しております。

続いて、57ページです。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 1節 利子及び配当金は、基金積立金利子収入など、前年対比で291万6,000円増でございます。884万8,000円の計上でございます。この増分については、江差線代替輸送確保基金等で道債を購入したことによる運用益の増というふうになってございます。

続きまして、58ページです。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金、1節 利子及び配当金の株式配当金 4万9,000円は、所有株式3社からの配当金でございます。

続きまして、60ページ、61ページです。

16款 寄附金、1項 寄附金、1目 1節 一般寄附金は、1万円を計上でございます。3目 教育費寄附金、1節 教育費寄附金並びに4目 まちづくり応援寄附金、1節 まちづくり応援寄附金につきましても、1万円の計上をさせていただきます。

続きまして、62ページです。

17款、繰入金、1項 基金繰入金、2目 財政調整基金繰入金でございますが、1億8,064万5,000円を計上しております。当初予算段階での収支不足を補うための繰り入れとなっております。前年度と比較して、1億4,092万1,000円の増となっております。この主な要因といたしましては、昨年は国の交付金事業でありました地域の元気臨時交付金を基金化し、約1億3,000万円ほどを繰り入れております。それがなくなったことと、新幹線関連の事業で、観光交流センターの備品購入で約6,000万円、この分が基金の繰り出し増の要因となっております。

続きまして、64ページです。

2項 特別会計繰入金、1目 病院事業会計繰入金は、2,069万6,000円を計上です。これにつきましては、一般会計で借り入れしている過疎債のソフト分の償還金のうち、病院会

計相当分を繰り入れるものでございます。

次、65ページの繰越金及び67ページの預金利子につきましては、それぞれ前年同額です。続きまして、71ページです。

5項 1目 4節 雑入の中で、新市町村振興宝くじ交付金の134万5,000円を計上です。

それから、71ページに記載の上から7段目の福祉協会外保険手数料 15万5,000円、福祉協会加入促進交付金 13万円、職員総合健診本人負担分 18万6,000円、北海道町村会より、まちづくり・人づくり交付金 45万3,000円、それから下から4段目になります。雇用保険繰替金 47万円、このうち総務課分 8万6,000円でございます。

続きまして、72ページから74ページになります。

20款 1項 町債でございます。まず、国からの交付税の不足分を補うという形で発行いたします、臨時財政対策債。これは、今年度全額交付税措置されるというものでございます。1億2,170万円の計上です。

次に、過疎地域自立促進特別事業債、通称過疎ソフトと言われるものでございます。6,320万円です。新幹線整備事業負担金の財源となります、新幹線整備事業債が6,720万円、釜谷生活改善センター移転改築のための公共施設整備事業債が1,300万円、それから次に渡島西部広域事務組合が実施する尿処理施設の解体等のための尿処理施設整備事業債が1,960万円でございます。

次、73ページに入りまして、ワカメ養殖施設整備のための水産業施設整備事業債 710万円です。それから次に、環状線通整備などのための道路整備事業債が1億9,410万円です。2節は、瓜谷橋等改修のための橋梁整備事業債 780万円の計上です。次は、JR木古内駅東側駐車場等整備のための駐車場整備事業債 1億7,250万円の計上です。それから、北海道新幹線ビュースポット整備などのための都市計画整備事業債 8,760万円の計上です。次は、いさりび団地エレベーター改修のための公営住宅整備事業債 260万円です。

74ページに入ります。

スポーツセンター耐震改修工事のための体育施設整備改修事業債 1億1,670万円、それから渡島西部広域事務組合が実施する消防救急デジタル無線整備のための消防施設整備事業債 3,010万円の計上です。町債総額では、9億320万円の計上でございます。

歳入については、以上でございます。よろしく願いいたします。

東出委員長 選挙費及び歳入についての説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 総務課長、ちょっと確認なのですが、地方交付税については前年とそんなに増えていないという状況ですけれども、いま説明があった部分の72ページの臨時財政対策債。これが全額交付税に措置されるということと、それと5日の本会議の中で補正されました病院の繰り出しの部分の3,900万円の70床から99床に認可されての交付税の増の関係です。これが、今年度27年度にこの分が反映しているのかどうかという部分。

それと、よく理解できなかったのですが、58ページの江差線代替輸送確保基金の利子収入がありますけれども、これは3億の基金のこの利息なのか。これが代替輸送の基金管理を木古内町でもらっているわけですけれども、これ木古内町だけの収入というようなことで、そういう形になっているのかどうかという部分のこの2点。

東出委員長 総務課長。

新井田総務課長 竹田委員のご質問にお答えしたいと思います。

地方交付税の関係ですけれども、財源対策債につきましては、これは国の都合でいま措置されている部分でありまして、総体の交付税の財源であります国税三税これでは足りないのです、それに足りない分を国が足して、出口ベースで増やしている。このうちの半分については、市町村で起債を発行して対応すると。こんな制度になっておりまして、その分は後年度国のほうが全て交付税措置するところというふうになっております。

それと、病院の関係の先般補正いただきました3,900万円につきましては、これは当初はルール上は病院の稼働ベッド数によって、交付税当初算定をされます。今年度についても、当初はそれで見えております。ただ、最終的には26年度は、ベッド数で交付された。こういうことございますので、その分を病院に繰り出したとこういう内容でございます。27年度につきましてはいま申しましたように、当初では平均稼働率で見えておりますので、今年度と同様に最終的に全ベッド数で交付税措置されますと、またその分を増えた分を病院に繰り出すとこういう流れになってございます。

それともう1点の江差線の代替輸送確保基金の利子収入でございますが、これはいま事務局が町でございまして、町のほうで基金管理を行っておりますので、その利息については一旦基金に入れまして、それを繰り出すための予算も持っておりますので、その使用につきましては全て代替バスのために使用するとこういうふうになっております。

東出委員長 よろしいですか。

ほかに。

竹田委員。

竹田委員 そうすれば、病院の交付税は稼働ベッド数で当初は見込んでいます。最終的にまた99のベッド数で認可になればまた今回同様、増える可能性があるという道筋。ただ、臨時財政対策債の関係、前年より今年度のほうが金額少ないのですよね。昨年もたぶん交付税措置されていると思うのですけれども。だから、そういう要素からすれば、本当に交付税のこの前年比の額が、本当にどうなのかというちょっと見え隠れしているというかわからない部分も正直言っているのですよね。その辺もしそういうもので細部のわかるようなものがあれば、いまでなくて結構ですから今後の事務調査の中で、資料等を提示していただければなというふうに思います。

それと、利子の関係はわかりました。要するに、代替バスの部分の基金に繰り入れするのだということですから理解するのですけれども。ただ、ここで単純に利子配当金の部分で見れば、木古内町の収入かなというふうになんてちょっと見えるものですから、それでちょっと確認したというところでもあります。以上です。

東出委員長 そのほか。

平野委員。

平野委員 歳出のほうではありました、いわゆるふるさと納税の部分のこれ歳入と言いますか寄付金の部分でどちらのほうにこれどういう計上をされているのかお聞きしたいのと、あと説明の中になかったのですけれども、54ページの総務費の委託金の部分についてもこれは総務課管轄ということですのでよろしいのですよね。国勢調査の委託金だとか、違いますか。ではいまのふるさと納税の部分についてだけ。

東出委員長 幅崎主査。

幅崎主査 平野委員のお尋ねですが、ふるさと納税の歳出に見合う歳入が科目だしの1万円しか計上していないことへの質疑だと思うのですが、寄付金については予算を組む上で、見込めない積算のしづらい項目ですので、自治法上も過度に積算し計上しないよう指導がされております。なので、例えばふるさと納税をはじめることによって、従前より寄付金が増えることは想定されるのですが、そういった不確かなものを歳入で計上してはならないというルールなものですから、あくまで科目だしの1万円のみを計上させていただいております。実績については、年度末に今回の補正もそうですが、実績に応じて補正し計上することとしております。

東出委員長 よろしいですね。

竹田委員。

竹田委員 ただ、いまの関係、ふるさと納税の関係。確かにいま幅崎主査の言われる趣旨はわかるのだけれども、ただふるさと納税のお返しのする予算、確か50万円計上していただきましたよね。ということは、確か単価が5,000円でかける100と見込んでいたと思うのですけれども。そうすれば、それに見合う歳入がいくらの単価にして100円にするのかは別にして、それがやはり計上あるべきではないのだろうか。歳出だけあって歳入があって、このふるさと納税の場合は、入ってくるから半額なのか何割相当の品物を送るという仕組みですよ。そういうことからすれば、いま幅崎主査の説明している歳入の趣旨も理解はできるのだけれども、この歳出の部分からすればちょっとかみ合わないような気がするものですから、その辺はどうなのでしょう。

東出委員長 幅崎主査。

幅崎主査 竹田委員のお尋ねですが、6日金曜日の日に説明資料のほうの説明をさせていただきました。資料のふるさと納税に関する資料、8ページから9ページの一番下段の部分に、ふるさと納税に伴う寄付金の収入、それがそのまま贈答品等への充当にはできない。10ページですね。そこの後段に書いてある趣旨が、歳入で受ける寄付金をそのまま贈答品の財源に充当はできないですよという趣旨を簡単にではありますが説明させていただいております。要は寄付金を受ける時に、例えば福祉分野に使ってほしいとか学校の楽器購入に使ってほしいとかそういった使途目的はある程度寄付者の意思に基づいて歳出のほうに回すものですから、贈答品のほうには一応そのまま回せないということで、一般財源を使うものですから、そういった意味でも歳入では当初から見込んだ数字を計上できないということでご理解願いたいと思います。

東出委員長 よろしいですね。そのほか。

1点だけちょっと確認したいのですけれども、一昨年北電が電気料金の値上げをしましたよね。2回にわたって値上げをしたのですけれども、それに伴って当町も北電ではなくて何と言うのですか第三と言うのかな。会社から電気を購入するというので、これによっての経済効果はおそらく200万円くらいのような話を聞いたのだけれども、この予算書から見ていけばどこの部分でそれらのものが把握できるのかなというふうに思うのですけれども、この管轄は総務課ですか。ちょっとその辺説明、相手方の電力会社だとかその辺含めて、ちょっと教えてください。

田畑主査。

田畑主査 いまお尋ねの北電の電気料金値上げに係ります木古内町の予算上の取扱いと言いますかこちらにつきましては、こちら26年の11月から北電のほうで電気料金が値上げされるということで、木古内町につきましても新聞報道等でありますとおり新電力、特定規模電気事業者です。一般的な北電ですとか東電ですとか以外の電力を扱っている業者になるのですけれども、こちらにつきまして高压電力で契約をしている部分、施設に関しては、新電力で電力の供給の契約をすることで、電気料金を抑えることができるというようなものであります。こちらについて検討させていただいております。それで、こちらの新電力と総称呼んでおりますので、こちらでも新電力というふうに使わせていただきますが、新電力につきましては11月値上げされるということで、こちらにつきまして昨年から検討させて、各高压電力の施設の管轄下です。総務ですとか、因みに高压電力の対象になる施設といいますのが、まず役場です。あと旧老健施設、公民館、小学校、中学校、たかとり球場、給食センター、浄水場、クリーンセンター、国保病院、老健というふうになるのですが、こちらの施設の担当課と検討会議を招集しまして、新電力の導入について検討させていただいております。その中で、新電力導入に関するメリット・デメリットですとかそういったものを含めて総合的に検討した結果、木古内町についても新電力を導入するというので会議がまとまりまして、ではどの業者につきましては、いま国のほうで新電力の特定規模電気事業者に登録されている部分が国のほうで示されているのですけれども、こちらについてはかなり何百社という数がありまして、その中から北海道それぞれ地域が全国で対応できるだとか、あとは北海道だけ対応できるだとかそういった事業者の中から、近隣市町村の実績ですとかそういったものを聞き出しをしまして、木古内につきましては2社によるそれぞれ業者の選定を行って、それで電気料金の値上げに一定程度対応したいということで、検討会議がまとまっております。そちらの効果額につきましては、2社で新電力を導入することによって、電気料金を200万円程度減額するというようなこととなります。その部分につきましては、それぞれの施設予算の需用費の電気料の部分で、その削減分を差し引いて計上させていただいているところです。ですので、目に見えてどの部分に新電力が入っているというような影響額というのは、ちょっと見えづらいような形にはなっているとところなのですが、結局需用費の電気料からその新電力の導入にかかる分を差し引いて計上しておりますので、実際どの部分がというふうなお示しというのはなかなか難しい部分があるのですけれども、一応そういうようなことで現在進んでおります。

東出委員長 先ほど言ったいろいろと随分長い説明だったのだけれども、ちょっと理解しづらい部分があるのだけれども、先に言われている高压電力という表現をしているのだけれども、普通の一般家庭で使う電力とは違うのかなという気がするのです。ということは、高压だから下手したら我々で言えば三相かなと思ったりもしてみたりするのだけれども、その高压電力の意味がちょっとわからないのと、それからもしわかるのであれば200万円減額になりましたよと。各課全部集めたものが総体で200万円電気料金が安くなるといったものの、ではその田畑主査の説明の2社という説明がありましたよね。その2社の名前もしわかれば、ちょっとこの機会なので知らせもらえればなど。ちょっと簡潔に頼みます。

田畑主査。

田畑主査 2社につきましては、日本ロジテック協同組合と伊藤忠エネクス株式会社です。

高圧と低圧の違いとしましては、一定程度大規模な施設で使用される電力が大きい部分は高圧と言いまして、一般家庭ですとかそういった部分で例えば街灯だとかそういった部分は低圧というふうに呼んでいまして、いま現在この新電力が対応しているのは、高圧のみとなっておりますので、今回高圧で導入するということになります。

東出委員長 いま木古内にも昨年、一昨年あたりから鶴岡に2箇所、それから新道に1箇所、そしてこの度釜谷の入り口にもいまできたでしょう。太陽光なのかな、わからないけれども。あれらのものからも電気をもらえるというふうに理解していいのだろうか。あれとはまた別なのか、どうなのでしょう。その辺ちょっと、いっぱいこの頃そちこち建つものだから、気になっているのですけれども。

田畑主査。

田畑主査 いま木古内町のほうでソーラーのパネルが建てられている部分につきましては、あそこは売電するための施設になりますので、新電力につきましてはあくまでも国から認可を受けなければならない部分になりますので、現在は木古内町のほうではそういった新電力に関わる業者というのは参入しておりません。

東出委員長 又地委員。

又地委員 ここで総務課で電気料金の話が出ると思わなかったのですよ。各担当課に言って聞こうかなとそう思っていたのだけれども、いませっかく出ましたのでちょっとお尋ねしたいですし、もし200万円年額安くなるようないま対応を考えているという時点ですよ。やるということではないですね。いま検討中だということですね。向かって行くのですか、実際に。わかりました。そこで、例えば各いろいろ田畑主査がいま言ったように、庁舎だとか教育委員会だとかいろいろあります。そこで、値上げする前と値上げしてからの各施設の先ほど言ったいろんな施設の。値上げしてから、する前としてからの電気料金の差額の調査をこれしているのだと思うのですよ、いま話を聞くと。それをちょっと示してほしいのです。きょうでなくてもいいです。これいずれは常任委員会で事務調査をする過程の中で、いろいろその辺に触れていかないとだめだろうとそういうふうに思っているのですよ。それで且つ、いま2社が出てきましたと。電気を買うほうも国のあれでは入札方式だという話も聞いていますし、2社のどちらを選ぶのかわからないけれども、これは両方を選ぶのかな。両方選ぶのですね。そうしたら、一つのデータとして値上げする前は各施設はこれだけずつかかったと、電気料金。値上げしたらこれだけ多くなった高くなったと。それを各施設毎の分析と全体でこれだけになりました。しいては、いま日本ロジテック協同組合さんと伊藤忠さん関係の。そうすると、この部分ではこの施設に関しては、このくらいずつ節電になりますというようなものを資料としてきょうでなくてもいいから、このあと4月以降常任委員会の事務調査があると思うので、それまでに整理して資料として作ってほしい。私、各病院事業だとかあるいは教育委員会にしてもそういう光熱費の部分が出てきた時にと思っていたのだけれども、せっかくいま出たのでそのことをちょっとお願いしておきたいなと思います。

東出委員長 要望として受けていいですね。なかなかいますぐ出してと言われても大変だと思いますので、1、2か月時期猶予を与えますのでそれまでに資料を作っておいてください。よろしいですね。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、次に進みたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、総務課所管の予算審査をこれで終わらせていただきます。総務課の皆さん、どうもご苦労様でございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時21分

(3) 病院事業（国保病院・介護老健施設）

東出委員長 定刻になりましたので、これより会議を再開いたします。

病院事業の皆さん、どうもご苦労様でございました。

早速、病院事業会計の今年度の予算に入りたいと思いますので、説明に入らせていただきますが、前段に小澤管理者のほうから何かあればお受けいたしたいと思いますので、小澤管理者よろしく願いいたします。

小澤管理者。

小澤病院事業管理者 おはようございます。

平成26年というのは私どもの病院事業にとりまして、特に病院のほうですが、日本医療機能評価機構の認定を受けるという病院の歴史的には非常に画期的なことがありまして、大変喜んでおります。来年度に向けて引き続き努力はして行く予定ではおりますが、資質的なものは少しずつは上がってきていると自負しているのですけれども、経営的なものがなかなか厳しい状況にあります。特に、平成27年度には介護報酬が改定になりまして、いまのところ2.3%ほど引き下げということで、経営が一層に厳しくなるという状況にございます。私どもとしては、引き続き経営努力はしていきたいというふうに考えております。一つはやはり、有資格者、理学療法士と看護師とかというものが十分な療を満たされるということは大前提ではありますが、そういうことは努力の甲斐がありまして、来年度は理学療法士が3名ほど新規に採用できる見込みになっております。うまくいけばもう人方、作業療法士が入るのではないかとこのようにいまして、いまのところ見込んでおります。ただ、委員長が退職になりますので、委員長の後任がなかなか見つからないということで、内輪から委員長を決めたいということを考えております。医師の採用がなかなか難しゅうございます。しかしながら、引き続き努力はしてまいりたいと思っております。ここの木古内町が病院があることによって、住民に病院がない町とどこがどう違うのかということを実感としてな

かなかわかってもらえないのではないかといまのところ思っています。それはなぜかというと、外来・入院の患者数ともなかなか伸び悩みの状態なのです。ですから、そういう状態を病院からの情報発信して、住民の方々からも「病院がこうあってほしい」とそういうふうな状態になればまだまだ利用できるというようなことが提案していただけるのが一番いいと思っています。そのためには、双方構成の情報交換というものが教範になりますが、そういうことを国が進めているのがそういう基本的な姿勢が地域包括ケアシステムというものです。それには、やはりお互いに協力しながらやっていかなければいけないということがあります。病院単独では、これからは事業は成り立ちません。それから、老健単独でもなかなか成り立ちません。そこに、やはりお互いの情報交換をしながら手を取り合ってやっていくということが、来年度は特に強く求められていることだと思っております。そういうつもりで予算を今回立てておりますので、今後事務局のほうからいろいろご説明申し上げますので、よろしくご審議いただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

東出委員長 いま小澤管理者のほうからお話がありましたけれども、病院長が本来はここに来て退職の挨拶をするところでしたけれども、いま診療がございまして、後日改めて退任のご挨拶はしたいということでございまして、日程的には12日頃というふうに私のほうで伺っておりますので、その時点まで病院長の退任の挨拶は保留したいと思います。委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

竹田委員。

竹田委員 ただいま小澤管理者から病院・老健の厳しい実態のお話等も含めてありましたけれども、管理者に1点ちょっと確認と言いますか町長の執行方針の中で8ページに病院事業のこし目標・指標を何点か掲げておりますけれども。昨年も病院の執行方針の中で文言の中にもあった「退院支援」、退院に対する支援の部分です。今年度は、この病院の目標の何項目かあるうちの2番目に、「患者の退院支援を推進する」のだということですから、昨年もこういう目標ではなかったのですけれども、退院支援をするという大変良いことだなと。いまのやはり病院経営の厳しい部分を脱却する一つの手法かなというふうに思っていたものですから、こしは目標に掲げた。そうすれば具体的にどういう退院、あるいは入退院の支援を病院として、どういうふうにしていくのか。そのことを例えば、そういう方向だということであれば我々だって町民に対して、「今度、病院では入院する時はお迎えに行きます。退院する時も自宅まで、あるいは老健まで」というそういう支援というか仕組みでここに目標で謳ったのかという部分と、それから「目標管理による職場環境の活性化」。これも昨年まではなかった項目で、いまの昨年受けた評価の部分等を踏まえて、どう病院のサービス含めた活性化を図るのだろうかという部分が。ただ、これだけでは伝わってこないものですから、その辺もしポイント的に考えていることがあればお聞かせ願ひたいと思います。

東出委員長 小澤管理者。

小澤病院事業管理者 大変、難しいご質問だと思います。概念的には申し上げたとおりなのですが、具体的にどうするかというご質問だと思います。一つは、退院支援というのは老健も病院もみんなそうですが、退院後は施設に入れるのではなくて、在宅に持って行くということで、在宅に戻せるための条件というものを地域で作っていただきたいということです。健康というのは、人間の幸福の最大の必要事項ではありますが、健康だけ

では人間は幸せになれません。あくまで自宅で生活ができて、その生活を誰がどういうふうに支えるかという生活支援等と一緒に始めて健康というものが意味を持つということでもあります。ですから、退院させたくても退院させられない。あるいは、入所から退所していただきたいのだけれども、していただくわけにはいかないようないろんな事情というものが複雑に絡んでおります。それが、地域包括ケアというシステムの中でどういうふうに解決するか。いわゆる、地域力としてそういうふうな施設をどう助けるかということが、いわゆる地域包括ケアの最大の目的になっております。私がお願いをしたいのは、病院は引き続き努力しますが、地域の方々にご理解と協力をいただかないと今後の医療もそれから介護もうまく回らないということで、来年度はそのための地域包括支援というのがそれに絡めた施策として我々が掲げた目標でございます。

それからもう一つ、目標管理ということですが、私が一昨年就任した時に三つのことを約束しました。一つは、機能評価機構を取って患者第一主義というものを病院の中で徹底させると。そして、それに基づいて外に出て地域包括ケアを支援していくということが二つ目。三つ目は、職場の活性化ということです。活性化のために何が必要かということは、昨日に続くきょうに続くあしたではなくて、日々自分の目標があってやることあるというのが人間は必要です。また、やることあるから仕事が楽しくなるということだと思います。ただ、日本人は和を以て貴しとなすということで、避難されることも評価されることも、評価することも不慣れです。ですから、再来年にかけて来年度は病院事業だけでもそのトレーニングをしておきたいというふうに思います。ですから、上司とよく話をして、病院あるいは老健の施設の目標というものに各個人がどういうふうな個人的な目標を持ってやっていけるかということを上司と話し合いながら、そしてその中間でどれくらい達成できるかあるいは達成できないのかというようなことを話し合っていくということが、組織としての一体化を図ることができます。一体化を図って目標が決まるとやることが出てきますので、それは楽しくなるだろうというふうに考えております。そのほかの活性化ということについては、なかなか難しゅうございますので、まずそれから始めたいということの2点でございます。

東出委員長 よろしいですか。

竹田委員。

竹田委員 理解はしました。私は単純にここであれしているのは、退院支援の部分は具体的な構想。いま、管理者の説明の中で生活支援を含めた在宅復帰の地域包括ケアの理念とか、それに基づくものだということは理解しました。ただやはり、具体的に何か病院としてのサービスと言いますかそういう部分でそういう町民がパッと見てわかるような支援策もあってもいいのかなという目標値に掲げたものですから、そういうものを打ち出したのかなと思っていましたものですから、今後そういう部分も含めて十分内部検討をしていたいただきたいということ添えて終わります。

東出委員長 又地委員。

又地委員 町長の執行方針の中で8ページに、「職員の経営安定化方策への参画」というのを町長のほうから挙げられております。どういうことなのかなというふうに私は感じているのですけれども、過日テレビで良い病院悪い病院というのは、テレビで出ていたのですよ。私もちょっと「ああ」と思いながら見ていたのですけれども、一つの例として良い病

院というのはどんな意味か深くわからないのですけれども、良い病院というのは努めている職員の家族が、家族が努めている自分の病院に家族、あるいは身内・親戚がかかっているかどうかということなのだそうです。私、そうしたらうちの町民もしかり、あるいは役場職員も病院の職員も全部ひっくるめた中で、どうなのかなという気持ちで見えていました。そうしたら、そういう結論としてそういうことですよというどこかのえらいというか大学の教授でしたけれども、職員の経営安定化方策への参画というのは、中身的にはどういうことなのかなと。ある意味では、テレビで放映されていたようなことも含まれているのではないのかなとそんな気持ちをしながら見ていたのですけれども、ここに「経営安定化方策への参画」と出ていますので、この辺を少し具体的なものでちょっとお話をいただければと思います。

東出委員長 小澤管理者。

小澤病院事業管理者 経営安定化方策への参画を意識するというふうに書いてございます。兎角経営というのは誰かに任せておけばいいとそういう気持ちはどうしても職員には起こる思うのです。我々は与えられた仕事をやっていけばいいと。しかし、「誰かがそういうふうな舵取りをしてくれればそれに従いますよ」というのがだいたいの姿勢だと思えます。しかしそうではなくて、経営というのが直接患者の利益になるというふうな視点もどうしても職員一人ひとりが持つべきだというふうに考えていたわけですが。特に、在宅ということがありますと、ことし一時期包括ケア病床というものを作りました。あれが在宅に向けて在日数が制限されていて、一定の期間が過ぎたら帰さないといけなと。帰すところが70%は自宅でなければいけないという締め付けがあるわけです。そういうことに対して、職員が患者さんをそういう病棟に移した時に、患者さんに十分に説明ができるだけ、みんなそういう認識を持っているかどうかということが問われます。いま地域包括ケア病床の話ですけども、そういったものが良い病院というものを一人ひとりがそういうふうな意識を持つかどうかというごとが良い病院の一つの条件だと思っています。

それから、いま又地委員がご質問になった良い病院は自分達の家族がかかるような病院だというふうにおっしゃいました。全くそのとおりだと思っています。ただ、病院というのはいろんな提供できる内容が規模によって違います。私どもの病院が函病と一緒にあって、争いながら治療しようということでは全くございません。国はそういう方策も取っておりません。センター病院をセンター病院の役目をはたして、地方病院は我々のようなところは我々の役目をはたしてほしいとそれが連携です。地域連携をきちんとやることによって、我々の生きる道があると思っています。そして、良い病院とはそういう役割を自分達の役割をきちんとはたすということに尽きると思います。ですから、何が何でもこの病院にかかってほしいということは言いませんが、わざわざ函館まで行く必要のない患者さんというものが、どの程度病院のこの病院に対して信頼を持っているかということが非常に大きな問題だと思います。私は最初に申し上げたのは、病院でも努力しますが、地域の人達がここに病院があることによって役に立つ、あるいは役割をきちんとはたしてくれるということの期待どおりになっているかどうかというそういうふうな情報もまたいただければ、ますます良い病院になろうと思っています。お答えになるかどうかわかりませんが。

東出委員長 又地委員。

又地委員 よくわかりました。ただ、職員が経営安定化方策への参画ということだけで結んでしまうと、例えばうちの病院は患者さんが少なくて経営が厳しいというところだけに目がいってしまうと、ある意味では患者さんの負担が経営だけを考えてしまえば。患者さんの負担が増えるというような考えにも成り立ってしまいますので、患者さんの負担をそんな増えないような形での経営安定化方策への参画というふうないま管理者からもお話がありましたので、その辺は。ただ、私は自分の経験上言うのですけれども、例えば函館の病院で手術をしたと。手術をしてリハビリを地元の病院でしたいと。函館の病院の先生の紹介状を持って、外来にリハビリをしたいということを外来に受付をしたと。そうしたら、私の紹介状を先生がまだ見ていない。見ていないのですよ。見ていないのですけれども窓口で、「又地さん、先にCTを撮ってください」というようなことがありました。私、憤慨しましたよ、「そうですか」。ただ、「私はCTを撮りにきたのではないのです。私、紹介状を函館の先生からもらってきて、先生見ましたか」と。渡して「先生は見ましたか」と。そうしたら、「まだ見ていないです」と。先生が見ていないのに、「私はCT撮らないとだめなの」ということで、私は拒否しましたよ。私にすると、すごい不信感を抱く。私は抱きました正直、「なぜよ」と。なぜ、リハビリに来て紹介状の中身を地元の先生が見ていないのに、看護婦さんがなぜ「CTを撮りに行ってください」と疑問に思いまして、私とすれば随分不信感を抱いたという経験があります。ですから、そういうふうなある意味では、CTを撮ると私もわかりますよ。CTを撮るといくらいくらという収入の部分。だから、窓口の看護婦さんもそういう病院の経営ということを考えながら、「又地さん、先にCTを撮って」と言ったのではないのかなというふうにあとから感じましたけれども、そういうふうな形の中で患者さんの負担が経営だけに目が行きすぎて、負担にならないような連携をしていただきたいとそう思いますので、よろしくお願いします。

東出委員長 執行方針に対する質疑は、これで終わりたいと思います。

では早速、病院事務局長のほうから今年度の予算についての説明をいただきたいと思っておりますので、平野病院事務局長よろしくお願いします。

平野病院事業事務局長 おはようございます。

それでは、私のほうから病院事業会計の予算概要について、ご説明させていただきます。

まず最初に、病院事業会計の予算について、説明させていただきます。

資料は79ページです。予算書は、35ページとなります。

それでは、説明させていただきます。病院事業会計の予算につきましては、平成27年度におきましても4年連続の赤字予算となっております。予算ベースにおけます収支不足額は、1億3,400万円です。前年対比で赤字額は、1億5,600万円減っております。この要因につきましては、会計制度改正に伴いまして退職給付引当金の計上を26年度から行っておりますが、これの算定方法が変わりましたので、この分大きく当初予算ベースで赤字が少なくなったということでもあります。赤字予算につきましては、好ましくないということですが、平成26年度末におけます現金見込みが7億6,000万円ありますので、当面資金不足には心配ないということになっておりますけれども、平成27年度におきまして新会計制度等に移行しております関係上から、早急に病院事業会計における収支計画を再策定した中で、今後の対応をしていきたいと考えております。

それでは、病院事業会計の予算について、説明させていただきます。

冒頭、目から説明させていただきまして、時間をなるべく省いて簡潔にやらせていただきたいと思っております。説明につきましては、前年度と大きく変更になった点、または計上額が50万円以上というようなものに絞りまして、説明をさせていただきます。

まず、病院事業費用の給与費でございます。給与費につきましては、2,116万4,000円の予算減になっております。職員区分でいいますと、管理者・医師が26年度では7名だったのですけれども、27年度では6名になっております。これについては、病院長が退職となりますので、退職後も当院に引き続き勤務していただくことにはなりますけれども、非常勤職員となりますので、賃金に振り替わりますこの分が1名減で、金額にしまして1,650万円の減になっております。あと行政職についても、1名減になっております。これは、前年度当初予算策定ベースで再任用職員として予定していたのですけれども、これが4月以降無くなりましたので、今年度も同じく現行の事務職員のまま8名体制で執行するというので、人数は変わっておりません。ただ、金額につきましては、人事異動等もありましたので、500万円ほど減っております。あと、医療二表につきましては、1名増です。これは、退職を迎える薬剤師、そして臨床検査技師を早期に確保したいということもありまして、1名多く予算計上をしております。ただ、金額につきましては、2名退職しますので、その分の入れ替わりで450万円の減になっております。医療三表につきましては、1名増の51名で、540万円の増です。増こう部分につきましては、昇級・昇格に伴うもの、そして人事院勧告が適用というところがございます。続きまして、手当です。手当につきましては、27年度予定額 1億9,200万円、前年対比840万円です。これは先ほど申し上げたとおり、病院長の退職に伴うものがございます。3番、報酬については、前年対比50万円の増です。これについては、週末札幌医大のほうから出張医の派遣をお願いしております。それと合わせまして、ゴールデンウィーク等についても勤務医の負担軽減をするということから、札幌医大等から出張で派遣してきておりますが、今年度秋に大型連休がありますので、この部分を主張を依頼したいということで、50万円を増額させております。続いて、4番の賃金でございます。賃金は、2,000万円の増嵩です。これは先ほど申し上げたとおり、松谷病院長の振り替えによるものです。

続いて、説明資料80ページです。予算書につきましては、36ページをお開き願います。

5番の賞与引当金繰入額につきましては260万円増、これについても26年度の法改正によりまして、来年の6月に支給する12月から3月分の期末勤勉手当を27年度予算に計上するものであり、人事院勧告等に基づきまして改定され、260万円ほどの増嵩になっております。続いて、2目の材料費、1節の薬品費でございます。薬品費は、330万円の減です。これは、当初予算におけます入院患者数が前年度73名で見ていたのを、今年度70名にしたというところで減少になっております。2番の診療材料費です。1,270万円の増です。これは、主に入院の単価が上がっております。近年、高齢化に伴い大腿骨を骨折する患者さんが増えてきております。これに伴って、材料費が多くかかっております。前年25年度では5件くらいしかなかったのですけれども、今年度に入り倍以上の12件になっているということもあり、この分多く見込んでおります。続いて、3目の経費です。予算書では37ページになります。1番の旅費交通費については、73万6,000円の増額です。これは、冒頭管理者のほうから説明しましたリハビリ職員を3名採用予定でございます。これにかかる赴任旅費、合わせて不足が見込まれる薬剤師や臨床検査技師等の赴任旅費も見込んで増嵩しております。2番の職

員被服費は、43万7,000円の増です。これは、26年度で費用抑制という観点からこれまでリースで取り扱ってきました白衣等について、買い取りに変更しました。買い取ったものを洗濯をリースにかけるという形で、年間70万円程度抑制できる観点から、26年度の途中から変更しておりますので、これをそのまま適用させて計上しております。3番の光熱水費は、390万円の増嵩です。この主な要因は、この2月から病院においても新電気料金なり、北海道電力のほうから概ね400万円程度引き上げになりますということになっておりますので、その金額を適用させております。電気料金の引き上げにつきましてはこの間、役場そして事業間で効率的な方法がないか検討してきたのですが、病院事業においてはLED化も検討したのですがLED化に要する初期投資に1,400万円ほどかかって、これを改修するのに概ね14年くらいかかると。その14年間でたぶんまたLEDの電球を全て取り替えるようなことになるということで、ほとんど効果が見込めないと。また、原子力発電所が再開しますと、電気料金の引き下げということも北電は言っていますから、現時点ではLED化はするべきではないという判断の下、一般会計と協議した中で電力供給先を北海道電力からロジテックという会社に変更することによって、わずかな金額ですけれども1%の40万円程度節約できるということで、今年度については供給先を変更するという対応をさせていただいております。ですので、効果というものはほとんどありませんので、丸々400万円程度の増嵩というような形になっております。4番、燃料費は、110万円の減になっております。使用するのには主に重油なのですが、前年の予算計上時においては、10あたり99円で計上させていただきましたが、今年度については原油の暴落等もあり今後の原油価格の推移を見たところ、85円程度でいけるのではないかとということで85円で積算し、ここで電気料金が上がった分少し押さえようという形で計上をさせていただいております。5番は、修繕費であります。予算書では38ページになります。ここは前年対比で320万円の減、要因につきましては26年度では、医師住宅4戸分の外壁と屋根の塗装をしております。その分をここで持っておりましたので、今年度については計上していないということで、減になっております。6番は、賃借料です。170万円の減、これは先ほど申し上げたとおり、これまで白衣等はリースでこちらの科目で計上していたものがなくなりましたので、その分計上額が少なくなっております。

続いて、説明資料の81ページをお開きください。予算書は、39ページです。

7番の委託料です。委託料については100万円の増嵩、これは洗濯の委託が180万円増えますので、その分増えたと。ほかの項目で少し費用を抑制して、100万円の増嵩に押させております。

続いて、予算書では40ページになります。

8番の広告宣伝費です。広告宣伝費は、80万円の増嵩になっております。これについては不足する医師、そして並びに看護師や医療技術職の確保を図る観点から、今年度につきましてはまずは病院パンフレットを作成して、就職相談会等に出席したいと。合わせてこの間、看護師の確保については、道内の看護学校とりわけ函館市内の学校や看護婦奨学資金を説明して学生さんを育ててきたのですが、なかなか確保に至っていないと。この間至ってきたというのは、ほかの病院からの一定の経験年数なる看護師が主であります。ですので、新卒の学生さんの確保は厳しいという観点から、来年北海道新幹線が開業しますので、少し首都圏のほうに出向いて北海道のほうに来たいという看護師がいるという情

報も得ておりますので、そちらの合同説明会に木古内町におけるパンフレット等を持参した中で活用したいと。紹介会社を活用する方法もあるのですけれども、こちらの紹介会社を活用すると、人件費の20%の手数料を払わなければなりません。ですので、まずは自前で確保して、もし対応ができなければ派遣会社なり紹介会社を利用して確保したいと。こちらにかかる費用についても、国庫補助金の3分の2が交付されますので、介助費として60万円ほど計上しておりますが、実質40万円の補助金が交付されるということになりますので、紹介会社からの紹介料を払ったとしてもかなり割安でできるということで、まずはこういう対応をしたいというふうに考えて予算計上をさせていただいております。続いて、9番の貸倒引当金繰入額でございます。予算書、41ページです。これは、制度改革により新たに26年度よりできた科目でございます。年度末に不納欠損をしております。これまでは特別損失で処理してきたのですけれども、今後は貸倒引当金を積んだ中で、ある程度当該年度予算に影響を与えないように積み立てるようなことと、制度改革がされておりますので、その算定方法が500万円かける過去3年間の不納欠損率の7.68%をかけまして、38万円4,000円というような算定をさせていただいております。10番が雑費であります。これは、40万円の減と。これの要因につきましては、26年度では機能評価の審査手数料を払っておりますので、これが今年度はありませんというところでございます。

続いて、予算書は43ページになります。

医業外費用の1目の支払利息及び企業債取扱諸費であります。概ね200万円の減は、起債借入残高の減少によるものです。続いて、2目の長期前払消費税勘定償却です。これは、26年度までは繰延勘定償却費で予算計上させていただいておりますけれども、制度改革に伴い科目が変更してあります。これは、4条で購入しました医療機械等の消費税を20年において償却するものでありますので、年々少なくなってくるものでございます。

続いて、予算書では44ページです。44ページの1目の過年度損益修正損の退職給付引当金繰入額であります。ここが冒頭申し上げたとおり、前年対比で1億5,700万円と大きく減少しております。先ほど申し述べた理由なのですけれども、当初制度改革時総務省から出された見解では、退職手当組合に積み立てた額がわからなければ、一般会計のほうで使用している決算統計の数字を使った中で、数値を算定しなさいということで、前年度その数値を算定しましたら概ね9億円程度退職給付金が必要だというようなことになったのですが、昨年9月に総務省のほうから新しい算定方法が北海道経由で示されております。それを算定したところ、病院事業において必要な額はこれまでの9億円から右側に書かれてあります1億4,350万円ということになりますので、今後はこの1億3,050万円を5年間で積み立てするということで、27年度においては2,870万円ということで、大きく減少しております。以上、支出のほうについて、ご説明させていただきました。

東出委員長 支出の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

竹田委員。

竹田委員 いま最後に説明された44ページの退職給付引当金、これ去年の段階と今回の9億円が必要なものが1億4,300万円になったという。引当金が9億円必要だったやつが、1億4,000万円になる。何かその辺の道理というか、仕組み自体もよく見えてこないのですけれども。その根拠なるものというのは、何か数字的なものであるのだろうかという部分の一つ。

それと、広告宣伝費でいろんなパンフを使って業者でなく、自前で行動すると。大変良いことだなというふうに思うのですよね。せっかく広告宣伝費というようなことで、前年から見ても今年度は金額も増えているわけですから。病院のワゴン車等ありますよね、病院で持っている公用車。あれについても、やはりもう少し国保病院と確かどこかに書いているのですけれども、そうではなくて誰が見ても病院の車だってわかるようなやはりPRというか。どうせあれするのだったら、そのくらいのそういう派手な部分が必要なのかなというふうにちょっと感じました。その辺について。

東出委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 まず1点目の退職給付引当金につきましては、制度の内容については、年度末において職員全員が退職した場合に必要な退職金を用意しておいてくださいというようなのが制度の概要でございます。これを算定するには、事前に退職手当組合に納付金を納めていますので、この額がわかれば病院事業としても数値については出せるのですけれども、退職手当組合の制度上、退職手当組合に確認をしましたら、木古内町の病院においては積み立てた額がいくらになるというのは公表ができないというふうに言われています。これはどこの自治体も同じですので、それがわからない場合の算定方法というのが総務省のほうから示されております。それからいくと、事務的な数値で資料も持ってきていないので詳しく説明はできないのですけれども、一般会計が総務省に報告する退職手当の不足額みたいなような欄があるのです。その数値を使えば概ね9億円だろうというようなことで、これは総務省から出されたQ&Aという資料に基づいて算出したのが平成26年度当初予算計上額でございます。これが、退職手当組合で数値がわからなければということであれば、それぞれの事業において積み立てる額が大きくなりますので、総務省のほうから昨年の段階で退職手当組合に積み上げた額がわからない場合については、按分方法で算出しても構いませんよというような通知がなされました。ですので、按分方法を採用しまして、この1年間で木古内町が退職手当組合に納めた負担金。これを人数割等で按分しまして、過去の積立額を把握すると。それを把握して足りない額を算出したところ、9億円ではなく、1億4,000万円程度があれば万が一年度末で職員が全員退職したとしても、退職手当組合から精算金として要求される額は1億4,200万円です。済むだろうというようなことで、算出しております。ですので、わからないとその分、要は納めた分をわからないなりに積み立てなければならなかったのですけれども、北海道のほうではそれでは積み立てる額が多くなって、経営に影響を与えると。要はその分赤字決算がどこまでも続くこととなりますので、そういう場合については新しい算出方法が総務省から示されたので、それを使ってくださいということで、費用の抑制が図られたということで。ただ、この引当金につきましては、現金でボンと支払われるものではなく、ただ一時的に会計間で伝票処理で積まれるものですから、病院の経営上は大きな影響を与えないところであります。

広告宣伝費につきましては、病院事業のPRをもう少ししたらどうかというような意見をいただきましたので、今後病院事業で車両を更新する際については、踏まえて検討して行きたいと思っておりますが、やはり一番いいのは巡回バスが町のほうで走って患者さんを送迎していただいておりますので、やはり函館市内から来るとどこの病院もシンボルマークや病院名を大きくして、うちの病院は木古内町まで患者さんを迎えに来ていますというふうにPRをしておりますので、うちの患者送迎バスについては、その辺が少し少ないというこ

とがありますから、まずそこを一般会計と協議した中で対応できるかどうか、バスの更新時に検討をさせていただければと思います。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 引当金については、あまりにも金額の差が大きかったものですから本当に大丈夫なのかなというそういう心配もあって確認をしたということで、大丈夫だということですから安心をしました。

それと、細かい部分なのですが、電気料金の関係は新電力に移行するというようなことで努力している部分も見えますけれども。ただLEDの関係、これ先ほど事務局長からの説明であれば、一気に例えば照明器具をLED化した場合は、1,400万円くらいの費用がかかると。その償却云々からすれば、年次からすれば、10数年かかってその効果が云々と。ただやはり、照明器具は壊れた時点で随時やはりLED化にするというふうなことで持っていけないと、いつまでもこれは実現しないと思うのですよね。そういう随時の部分で努力をしていただきたい。

それと、予算計上は昨年は入院患者73名で見込んでいた。今年度は、昨年の実績加味した中で70名という。やはり私はここは、見込みですからシビアな見込みでいいのですが、やはり患者を増やすのだという。冒頭、管理者の意思表示もあったようにそういう部分からすれば、やはり目標値は10名も20名も増やすわけでないわけですから、やはり前年くらいの目標をおいて、入院患者が増えるためにはどうするのだという努力も含めて、やはり計上すべきではないかという一つの考え方です。シビアな予算の計上でそれはそれとしてわかるのですけれども、そのくらいの意気込みがあってもいいのかなというふうにちょっと感じたものですから、その辺についてももし見解があれば。

福嶋副委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 LED化のほうにつきましては、今後引き続き検討して行きますので、その中で整理させていただければと思います。

入院患者数が前年より3名少ないというご指摘でございます。今年度の入院患者数が実は平成25年度は、1年間平均で67名だったので、いまは60名ぐらいで推移しているということで、大きく減っております。事業にあたっては、今年度から事業目標を掲げて行くということで27年度を実施して行くのですけれども、その中で事業目標とは別に目標管理にも取り組むということですから、目標管理と合わせて数値目標も設定したいというようなことで、現在考えております。ですので、数値目標としては入院患者数は達成が可能な数値を職員全員に示した中で、今後事業展開を図って行きたいということで、70名として予算計上をさせていただいております。この70名の根拠につきましても、損益分岐点ということをたびたび議会の議員さん方からもご指摘されているのですけれども、やはり70名がいることによって病院事業についても、赤字予算にはなるのですけれども、現金の推移が非常に楽になるというようなこともありますので。病院改革プランを策定した段階から、入院患者数の目標は総務省のほうからも7割ということが示されていますので、確かに高い目標というのはいいのですけれども、まずは目の前の目標である70名を確保した中で、今後の次年度以降。予算編成する中で、検討して行ければいいと思っている次第でございます。

福嶋副委員長 竹田委員。

竹田委員 了解はしますけれども、ただ心配するのはやはり99床議論も過去にはありました。はたしてどうなのというこの部分が、いつまでも99床のままでいいですよということなのか。やはり目標値を下げて目標達成をクリアするという部分が、それが効果というかそういう影響を与えるものかという部分も考え方の若干相違もあるのですけれども。私はやはり先ほど執行方針にあったように、やはり職員の意識の高揚だとかすればぜひやはり入院患者70名ではなくて、73名に向かって行こうよという意識が必要ではないかというふうに感じるものですから、その辺は別に答弁等は求めませんけれども、今後病院改革含めた内部検討の中で十分議論していただきたいなということを申し添えます。

福嶋副委員長 ほかにありませんか。

平野委員。

平野委員 大変ちょっと細かい話で申し訳ないのですけれども、何点か確認お願いしたいのですけれども。まず委託料の関係で、除雪作業業務委託料があるのですけれども、病院のほうは小型ショベルを持っていて職員さんで除雪していると思うのですけれども、委託している部分はどの程度の部分を予定しているのかをお知らせいただきたいのと、先ほど説明の中で昨年と比べて洗濯の委託料が増えたとちょっと聞こえたように感じたのですけれども、この182万円については洗濯業者の選択等をどうしているのか。地元業者なのかということもお知らせください。

それと竹田委員とちょっと関連しますけれども、広告料については今年度パンフレットを作成するというので、パンフレットの代金が資料の中でも記載されているのですけれども、このパンフレットがどの程度の規模のパンフレットで54万円かけて、何部くらい作るのか。あとは、医師の募集をメインに使われるというお話でしたけれども、このパンフレットを活用して地域の方々にもっともっと国保病院を利用していただくような観点からいって、地域の配付だったり木古内町以外の地域の配付等も可能なのか、考えているのが3点目と。

あとすみません。貸倒引当金繰入額について、これも38万円程度で試算の仕方はわかりましたけれども、この不納欠損に替わってこの貸倒引当金に制度が替わったというふうに聞いたのですけれども、このお金自体は実際どこにいくというのかももう1回ちょっと詳しい説明をお聞かせいただきたいと思います。以上、4点でしょうか。

福嶋副委員長 羽沢（裕）主査。

羽沢（裕）主査 まず除雪の積算ですけれども、これは年間で60時間分として計上をしております。

それから委託料につきましてですけれども、これはシートですとかほかに洗濯一式はワタキューさんのほうにやっております、費用もだいぶほかの業者からも一度見積もり等を取ってございますけれども、だいぶ安いということで清拭につきましても、ワタキューさんに一括で洗濯委託ということでお願いをしております。

福嶋副委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 補足も含めて、回答いたします。

まず委託料のほうなのですけれども、除雪場所は患者さんの駐車場が主です。あそこ小型のショベルだと時間が全然間に合いませんので、そこを業者さんをお願いをしております。

洗濯委託については、いま羽沢主査のほうから説明したとおり、枚数が枚数なので地元業者は全く対応できませんし、感染性医療廃棄物と一緒に感染物がありますので、これは専門業者でないとできないということで、町外の業者に発注しております。

あと広告料については、説明資料の81ページに54万円ということで記載しているのですが、これはパンフレットについては32万4,000円。あとインターネットをこれまで自前でやっていたのですが、なかなかアクセス件数等の伸びもないということで、もう少し魅力的なホームページにして職員の確保をしたいということで、これが21万6,000円で、合計で54万円になっております。

パンフレットの配付先については、平野委員さんからは町内のかたに配付する意思というようなことが言われましたけれども、これについては職員確保を目的としてパンフレットを作成しますので、就職説明会等に来ていただく学生さんや転職を希望される既卒のかたに配付して、木古内町北補病院の特徴や現在取り組んでいる内容、そして1日の始業から終業までどのような形で看護師さんが勤務していくのか。そして、新しく新卒で採用された看護師さんに特徴的なことは何なのか等を聞いて、魅力あるパンフレットとした中で、木古内町国保病院に少しでも興味を抱いていただくという形で作成するものであります。

次の貸倒引当金につきましては、これまでは現金上の動きというのはいないのです。ですから、収入として見込んでいた未収金から削るという考え方です。ですので、伝票整理で未収金が100万円あったうち、20万円が不納欠損になったらそこが80万円減って、伝票経理で20万円落とすというようなものをシステマ的には一緒なのですが、将来の不納欠損に備えるため引当金を積みましようというのが制度の目的ですから、退職給付引当金と同じように引当金というのは、将来の不足するものを補うためにいまから積んでおきましょうということで積み立てるものですので、算定方法はきちんと決められていますので、その算定方法に基づいてことしは38万4,000円計上したと。ですので、38万4,000円計上したのについては、年度末において全て伝票整理で引当金に貸借対積み立てられるというようなこととなります。以上です。

福嶋副委員長 その他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

福嶋副委員長 なければ、歳入にはいってください。

平野事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、歳入についてご説明させていただきます。

資料は、78ページです。予算書は、29ページになります。

それでは、収益的収入について、ご説明させていただきます。1目の入院収益については、70名で編成させていただいております。これの詳細については、一般病床が48名、そして昨年10月に届出して運用開始しております地域包括ケア病床が、14名の62名になっております。これに透析患者の8名が合わさりまして、70万円で算定しております。それぞれの単価につきましては、一般病床は2万7,800円、前年対比3,200円増になっております。これはやはり、手術等の件数も増えておりますので、増えた分その分先ほどご説明した材料費にも反映しているというような状況でございます。地域包括ケア病床については、10月から稼働しまして4か月間経過したのですが、その実績数値が概ね3万100円ということで、その数値を参考としております。透析患者は前年3万1,600円だったのですけれ

ども、診療報酬改定で点数が引き下がっておりますので、その分実績を基に3万1,100円ということで計上をしております。入院収益では人数自体は3名少なくなったのですけれども、オペ件数、そして地域包括ケア病床の運用により、5,700万円ほど増収になっております。2目の外来収益です。1日平均患者数は、150名です。外来については、6,300円の150名です。前年6,660円ですので、360円ほど下がっております。これは、診療報酬の改定や後発薬品の使用というようなものでございます。透析患者については、2万9,880円の15名であります。あとその他在宅訪問、通所リハ、居宅、訪問看護収入、訪問リハビリ収入等で、外来収益全体では前年対比3,700万円の減収というようなことになっております。これは、前年透析患者は1日あたりもう少し増えるのではないかとということで、20名くらい見ておりましたが、なかなか増えないと。新規の患者さんは増えてきていますのですけれども、やはり亡くなれるかたも多いということで、相殺という言葉ではないのですけれども新しいかたが増えても少なくなるということで、なかなか増えていかないというような実情がありますので、ここも目標数値ということで透析室に示させますので、25名の透析患者は常に確保していきましようということで、今年度については5名少なくしたというようなところでございます。そのほか収入につきましては、一般会計からの繰り入れがあります。繰り入れにつきましては、交付税資料をご覧ください。説明資料の83ページをお開きください。こちらが27年度において、一般会計から繰り入れをする分でございます。普通交付税と特別交付税を合わせまして、27年度予算では一番下から五つ目の合計という欄で、3億4,600万円の繰り入れを計上しております。そのうち、交付税が下から2番目の3億円であります。実質の一般会計負担額は4,500万円ということになっておりますけれども、この4,500万円につきましては、地域医療対策補助金として過疎債を借り入れして一般会計から繰り入れを受けます。これにかかる交付税で措置されたほかの一般会計が負担する部分については、病院事業会計で全て繰り出しという形で、逆に3条予算で繰り出します。実質の一般会計の負担はございません。ですので、これまでどおり病院事業に繰り入れなる繰入金については、全て病院事業に対する交付税措置相当額となっております。ただ、前年対比で3,000万円ほど交付税が少なくなっております。これは、平成21年に病床数を141床から99床に減少させております。これに対する5年間の特例が終わりまして、平成27年度からは普通交付税で措置される病床割については、99床に変更になるということで42床分少なくなりますので、3,000万円少なくなります。ただ、このことにつきましては、病院の収支計画には反映済みでございます。また合わせて、今年度の当初予算においても、不採算地区に要する交付税措置額については、予算計上の70床で見ておりますので、これが27年度におきましてことし同様に届出病床数ということであれば、後ほどまたその29床分を補正という形で計上させていただくこととなります。以上でございます。

福嶋副委員長 説明が終わりました。質問を受けます。

又地委員。

又地委員 99床で今回の収入も70床で見たと。これは、従来ずっと言われてきた病床掛ける70%の利用率。それと見合わせた予算の立て方なのかな。そこをちょっと確認しておきます。それと、もし下がった場合にずっと心配してきている70%利用率が下がった場合のペナルティ云々というのはずっとしてきているのだよね。その辺も合わせてお願いしたい。

福嶋副委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 今年度の交付税70床で積算しているというのは、又地委員さんのご指摘のとおりでございます。今後のこともお尋ねされたのですが、実は昨年12月に総務省のほうから新ガイドラインを策定しますというような通知がされております。この中で、これまでは病院改革ガイドラインでは、公立病院については70床を維持すれば、交付税はペナルティは与えませんというような考え方だったので、この間政権交代等もあり適用はされてこなかったと。新しい新ガイドラインが策定期が平成27年度または28年度に策定したいと。プランの期間については、平成32年度までの概ね5年間のプランを総務省が策定すると。それに合わせて当然、現在公立病院でどこの病院を策定している公立病院改革プランというのを再策定するのですが、その中で総務省のほうでは公立病院改革の推進というガイドラインを出している中で、公立病院の運営に係る地方交付税措置。病床あたりの単価、普通交付税で70万7,000円算定されているのですが、これについては「算定基礎を許可病床数から稼働病床数に見直すなど所要の見直しを」というようなことで書かれています。ですので、現在99床で7割稼働であれば99床分の交付税が措置されてきたのですが、今後については実際に稼働している病床数で交付税を措置することも視野に入れているというような情報がきておりますので、今後この情報がわかり次第、病院で27年度に策定する改革プランのほうに反映させていきたいというふうに検討しております。

福嶋副委員長 竹田委員。

竹田委員 前段、ベッド数の関係の議論をさせていただいたのですが、いま説明の中ではいままでの例えば目標値ではなくて、稼働ベッド数に交付税単価を掛けての交付になるということだとすれば、従前から議論してきているペナルティというものはないという捉え方でいいのかなのか、そこだけ。

福嶋副委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 ペナルティはないというふうに思います。

福嶋副委員長 東出委員長。

東出委員長 そうしたら、83ページに一般会計からの繰入の中にある不採算地区病院の運営に関する経費で、ここで2,600万円減っているでしょう、ドーンと。これはそれらのものの影響なのですか。どうなのですか、その関連性は。

福嶋副委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 繰入と繰出というのが少し意味が違いまして、ここできている東出委員長がお尋ねの②ですよね。②の不採算地区病院の運営に要する経費というのは、これは交付税として与えられたうちから病院事業として、では不採算病院の運営に要する費用としていくら充当するのかというのがこの欄になりますので、これは受け入れる側の予算措置になりますので、現状不採算として国から交付税措置されているのが1床あたり126万3,000円なのです。これが、70床であれば29床分減らされて措置されるということになりますので、概ね3,600万円くらい交付税が減る可能性もあります。さらに70万7,000円の方もありますから、大体200万円くらいになりますので、もしかすれば5,800万円くらいになるというような可能性もありますが、ただこれは決まりきったことではありませんので、総務省がこういう考え方をいま持っていますということです。ですので、稼働病床数と言

われましても、病床利用率と病床数によっても違いますし、稼働病床数ということであれば最大限では何床稼働しているのだと。当院においても今年度であれば80を超えているケースもありますから、そこに基準を置くのか。それとも年間通した稼働率でやるのかによってだいぶ数値的にも替わってきますので、この辺につきましては総務省から見解が出された段階で、速やかに議会のほうにも報告させていただきたいと思えます。

福嶋副委員長 それでは、次に進んでください。

平野事務局長。

平野病院事業事務局長 続きまして、資本的収支について、ご説明させていただきます。

資料は、82ページです。予算書につきましては、49ページになります。

それでは、説明させていただきます。資本的支出のほうから先に、説明させていただきます。有形固定資産購入費 機械器具備品購入費、今年度は、1,225万6,000円計上しております。主な医療機器については記載のとおり、経皮血液ガスシステム、人工呼吸器2台を購入する予定でございます。いずれの機械についても現在、リースという形で業者から借り入れしておりますが、この1年間の稼働状況を見ますと、リースするよりは買い取りして補助金、そして交付税を活用した中で、運用したほうがより効率的という判断をしましたので、今回予算計上をさせていただいております。2点目は工事請負費で、今年度は職員住宅の建築費として、5,216万4,000円を計上させていただいております。これについては、先ほど来申し上げているとおり、今後5年間で看護師が10名退職する予定です。合わせまして、薬剤師、検査技師、そして放射線技師、不足する理学療法士と合わせますと15名程度の職員を確保しなければなりません。しかしながら、町内のかたから確保するというのは非常に困難でありますので、やはり札幌の専門学校やここに住んでいない人を呼び込まなければならないという観点と、あと首都圏のほうから看護師を確保するにあたって、住むところを用意しなければなかなか来てくれないのではないかなというようなこともあり、今年度についてそれに要する住宅ということで、6戸分を予算計上しております。内訳は、木造の2階建の分で2LDKが1戸と、1LDKが4戸、そして1Kが1戸でございます。場所につきましては、84ページの建設予定地でお示ししているところです。現在、薬剤師が住んでおります職員住宅があるのですが、そこを取り壊してそこに建設する予定です。向かいの職員駐車場と、グループホーム杉の木さんの間ということになります。

続いて、1目の企業債償還金は、1億6,500万円です。ピークが26年度になりますので、今後はこの企業債の償還金は年々減っていくということになります。平成33年度まで、1億6,000万円から5,000万円程度の償還が続きますので、この間は病院事業としても収益を確保しなければならない期間ということになります。3項の看護師奨学貸付金につきましては、今年度も予算計上は3名分ということで216万円計上しております。現在、1名のかたがこの奨学資金を借りて、看護学校に通っておりますので、あと2名分余分に計上をしているところであります。

続いて、収入のほうに入らせていただいでよろしいですか。

福嶋副委員長 収入に入ってください。

平野事務局長。

平野病院事業事務局長 続いて、収入でございます。

企業債につきましては、医療機器分として480万円、建物分として2,910万円を計上して

おります。それぞれ過疎債と病院事業債ということで、2分の1ずつの借り入れを予定しております。2項の他会計負担金、1目 他会計負担金については、これは一般会計から繰り出し基準に基づいて繰り入れをいただく分で、それぞれ元金、建設改良に係る負担金の2分の1でございます。3項の国庫補助金であります。医療機器分は270万円、補助率は3分の1であります。建物分につきましては、補助金が1,700万円。1㎡あたり13万8,000円の補助金がありますので、その3分の1が国庫として交付されます。4項で同じく道費補助金としまして、医療機器分が135万円、建物分が850万円ということで予定をしております。ですので、工事請負費に計上させていただきました5,200万円の職員住宅建築費用については、概ね半分の2,500万円程度が補助金で交付されます。残りを起債で充当させていただいて、建設する予定となっているところです。以上でございます。

福嶋副委員長 それでは、資本勘定の歳入歳出の説明をいただきました。

質問を受けます。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

福嶋副委員長 ないようですので、これで病院は終わりですね。

次に、老健のほうをお願いします。

平野事務局長。

平野病院事業事務局長 続きまして、老健事業会計の予算について、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、87ページです。予算書につきましては、同じ予算書の29ページになります。

それでは、ご説明させていただきます。まず概要でございますが、27年度では介護報酬の改定がされます。2月6日厚労省のほうから概要が公表されまして、2.27%のマイナスということでございますが、実質は処遇改善加算にかかる分のプラス1.6%がありますので、これは施設としての内部留保には向けられませんから、全て賃金として働いているかたに反映されることとなりますので、これらを合わせると試算では約4.4%くらいのマイナスになるのではないかとこのところで捉えております。27年度予算におきましても前年同様、収支不足として3,200万円ほどになっておりますので、病院事業と同じく赤字予算というようになっているところでございます。

それでは、費用のほうからご説明をさせていただきます。87ページ、まず給与費でございます。給与費については、給料は288万2,000円の増ということになっております。増嵩要因でありますけれども、医師につきましては今年度も予算計上をしておりません。病院事業として併設の施設という認可をいただいておりますので、今年度につきましても小澤管理者が兼務をさせていただき、その足りない部分につきましては、病院事業のほうから2名の医師が行って、老健の入所者さんの皆さんの健康管理にあたるというところがございます。増嵩分については、昇級昇格、そして人事院勧告を反映させた内容になっておりますが、医療職の2表が突出して180万円ほど増えております。これは、職員の退職に伴って病院事業のほうから、経験が一定以上のある理学療法士を配置しております。12月末に1名退職しましたので、1月から1名配置しておりますので、それを継続するというところがございます。また、2番の手当につきましても、人事院勧告による増ということになっております。

続いて、資料88ページをお開きください。88ページにつきましては、非常勤パート職員の賃金でございます。今年度につきましては、1,288万5,000円の増となっております。これの主な要因につきましては、看護職がパートから非常勤職員へ勤務体系が変わることによりまして、増えております。また、介護職については、1,200万円という大きな増嵩になっておりますけれども、これは今回の介護報酬改定で介護職員の確保を図る観点から、看護職員処遇改善加算というのが作られております。これを当老健施設としましても届出を行って、不足している看護職員の確保を図りたいということで、加算としてもらったものを全て職員の賃金にあてると。合わせて、賃金と研修期間を設けることによって、介護士の資格のないかたについては、資格取得のフォローを行うと。介護士の資格のあるかたについては、手当を出すことによって、研修機会等を設けてもらって、スキルを上げて入所者のために働いていただきたいという観点から、加算を届出するという事で増額になっております。ほかの項目につきましては、それぞれ昇級等による増でございます。4番の法定福利費につきましても、給与費の増嵩等によるものでありますし、賞与引当金繰入額についても同じであります。6番の退職給付引当金繰入額につきましても、これも病院と同様に算定方法の変更により、大きく300万円の減となっております。老健の必要額については、2,790万円であります。

続いて、2目の材料費です。予算書、31ページになります。薬品費、その他につきましても、マイナスということで250万円。これは、後発品への切り替えや使用薬品について、それぞれフロアについておりますドクターが見直しをして、経費の節減を図っているところでございます。3目の経費は、主なもののみ記載させていただいております。光熱水費は14万5,000円の減、これについては電気と重油両方があります。電気につきましては、1,296万円の計上でございますので、前年対比概ね200万円増えた結果になっております。ただ、重油のほうで単価は老健事業では前年度100円だったのを今年度85円で見えていますので、ここで1,400万円が減になりますので、相殺すると300万円くらいの減になっているというような内容です。あと、修繕費、その他につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、89ページをお開きください。予算書につきましては、34ページであります。4目の委託費については、給食委託料を記載しております。給食委託料については、600万円の減です。これは老健につきましても、入所者人数をより目標値に近い数値ということで、2名少なくしております。その分の委託料と、あと経費節減の観点から食器の洗いについて、委託していた部分を職員でやれる分についてはやりましょうということで協議した結果、その600万円ほど経費の抑制ができたというところでございます。支出については、以上であります。

東出委員長 支出の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、次に進んでください。

平野事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、収入についてご説明いたします。

資料で、85ページでございます。予算書では、25ページになります。

1目の施設介護料収益 施設入所は、これは入所者さんにかかる収入でございます。平均で1日あたり、73名を見込んでおります。前年比、2名減です。平均介護度については2.

5、前年度と同じ介護度を見込んでいるところであります。新たに加わりましたのが、施設入所の点の六つ目です。介護職員処遇改善加算ということで、1人1日平均138円新たに届出して、職員賃金に向ける部分です。当初予算を編成する段階では、介護報酬の改定内容が見えなかったというようなこともありますので、当初では6%から7%の引き下げが見込まれるというような報道がされていまして、この辺については実際加味しないで見ております。ですので今回、介護報酬の改定に伴い1月分のレセプト請求を4月1日以降の介護報酬で積算したところ、1か月で44万円くらい減ということになりますので、これが1年間続けばだいたい500万円くらい少なくなるのではないかなというような見込みであります。2目は、居宅介護料の収益です。これは、通所にかかる分であります。1日平均、15人を見込んでおります。介護度につきましては2.2と、あと介護予防通所リハビリというのは要支援、そんなに重くないかたの予防リハビリであります。これは、要支援1が7人で、要支援2が8名ということで見込んでおります。通所リハビリのほうにつきましては、介護報酬改定でプラスのほうになっております。だいたいここが150万円程度プラスになるのではないかなというふうに見込んでいますので、入所者分と合わせると340万円から50万円くらい少なくなるのではないかなというような積算でございます。

続いて、36ページをお開きください。36ページの短期入所療養については、いわゆるショートというような感じの部分でございます。これについての平均介護度は、在宅で見られているかたが主ですので、これまでの実績どおり3.0の介護度を見ているところであります。これについても、職員の処遇改善加算が加算となります。あと3目では、利用者利用料収益等があります。ページは26ページです。大変失礼しました。ページ26ページの短期入所療養の部分は終わっていますので、利用者等利用料収益です。これについては食事、そして居住費等にかかる部分で、ここは主に変更項目はございません。次が、2項の事業外収益の2目の他会計負担金であります。予算書では、28ページになります。これは、老健を建設する際に借り入れしました、過疎債の利子の分を一般会計から交付税措置相当額を繰り出ししていただく分で140万円になっております。3目は長期前受金戻入で、制度改正に伴って一般会計からの繰り入れや国庫補助金については、償却年度に合わせて繰り入れするという制度になりましたので、1,000万円を予算計上しているところでございます。最後に本年の1月末現在における介護度別、そして自治体別の入所者数を掲載しております。1月末において、75名のかたが現在入所しているところでございます。収入については、以上であります。

東出委員長 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 病院同様、入所見込みも2名減の73人を見込んで。当初、老健の収支を考えた時に、75が一つのラインだと言われてきたのですよね。この部分についても過去の実績等を含めて、実態に見合う入所予定を見込んだということで、それは理解はするのですけれども、これらについてもはたして確かに人口は減少しているということからすれば、自然と入所するかたも少なくなっているのかなという現状というか実態を見ますと。ただ、86ページの後段の入所状況。これを見ますと、木古内42名で他の町村からしますと、知内・福島・松前この3町は老健施設がない町でありまして、特養はあるのですけれどもそういうことからすれば、もう少しやはり4町絡みのあれで老健の入所がもっと増えてもいいの

かなという気がするものですから。これ老健入所のPRをどこですればいいのかという部分も含めて、やはりそういう努力も必要だろうというふうに思います。その辺について考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

それと、最近情報を得たのですけれども、いま介護報酬の改定ありまして利用料金等も改正になるということで。ただ気がかりなのは、利用料金の部分でことしの8月から1割負担が2割になる可能性も出てくるという部分の情報をちょっと得たのですけれども、それは例えば法律が制度が変わって余剰金の額によって、利用負担が変わるといふ。それが本当であれば、現在入所しているかたにしっかり家族に対しても説明をしないと、突然8月になったら利用料金が2割になったとか。それはなぜかといったら高齢者のかたのタンス貯金ではないけれども、年金を少しずつ貯めてそのラインが100万円だとすれば100万円以上持っているかただってたくさんいると思うのですよね。そうすれば、100万円以上あれば利用料金がボンと跳ね上がるのであれば、これはきちんとやはり病院事業老健として入所者、あるいは町民に対してのこういう説明とか理解してもらえようという説明をしないと。極端なことを言えば、8月まで100万円以上あれば払える。下ろして100万未満にしておかなければならないということになるわけだから、極論ですけれども。その辺も含めてどういふ例えば入所者、その家族にPR等をするのか含めてちょっと見解をお願いしたい。

東出委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 入所者確保の件につきましては、病院事業と一体となって地域包括ケアシステムを構築すると。函館の病院に入ったかたについては、オペ後は在宅復帰率の観点から地域包括ケア病床等に行かなければオペした病院先でも7対1を確保できないというのがありますので、ですから函館に来たら木古内の地域包括ケアに入院して、この平均在日数とか最大限60日になりますから、そこの60日で在宅に戻れないかたについては、老健を活用した中で戻って行くと。地域包括の病床等については、渡島西部四町では木古内しかありませんので、木古内国保病院が木古内・知内・福島・松前の急性期の患者さんの受け入れ先となって、在宅に向けて戻って行くというシステムは構築されれば知内・福島・松前の利用者も増えて行くのではないかとこのように考えております。

利用料金の改定につきましては、この間2回ほどニュースを施設入所者のかたに発信して、制度改正によってこれまで世帯分離していれば利用料が少なかったのですけれども、それが制度改正によってもしかすると変わる可能性もありますよということをしてありますので、さらに制度改定の概要が見えてきましたら、施設入所者の皆さんに案内して一堂に会して、説明会を開催したいというふうに考えているところです。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようですので、資金的収入と支出の説明をお願いします。

平野事務局長。

平野病院事業事務局長 老健事業会計の資金的収入と支出について、ご説明をさせていただきます。

資料89ページです。予算書については、41ページになります。

今年度老健事業会計において、整備する有形固定資産につきましては記載のとおり、送迎車両1台と、備品購入として電動ベッド、そして給与システムの改修の合計1,624万3,00

0円です。企業債の償還金につきましては1億700万円、看護師少額資金貸付金については、現在3名うち1名が今回の国家試験を受けておりますので、残りの2名分の96万円となっております。資本金収入については、他会計負担金として過疎債の元金償還にかかる交付税措置相当額を一般会計から繰りいれさせていただきますので、4,343万9,000円です。また、本年につきましては、まちづくり応援基金を活用しまして、先ほど申し上げました電動の介護ベッドを購入させていただきます。これについては、社会福祉目的のために寄付をしていただいた分を適用させていただきますので、1,400万円を充当させていただく予定でございます。また、2項 1目の道費補助金としまして、地域づくり総合交付金を車両の2分の1、115万円充当して補助金として受け入れる予定です。以上でございます。

東出委員長 資本勘定の収入・支出の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、老健の事業会計については、これで終わりたいと思います。

病院、それから老健全般にわたって説明が終わりましたけれども、総体的に何かあれば昼まで受けたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 先ほど老健で給食費の食器の洗いを自前でやるようにした。病院はどうなのですか。ちょっと病院は終わってしまったのですけれども。

東出委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 病院は機械が入っておりますので、機械でやっております。効率的にやっています。

東出委員長 そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようであれば、木古内町国保病院事業会計予算、それから木古内町介護老人保健施設事業会計予算の審査を終わらせていただきます。

どうもご苦勞様でした。

午後1時まで、休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

(4) 建設水道課 (一般会計・水道事業会計・下水道事業特会)

議案第39号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課の皆さん、どうもご苦勞様でございます。

それでは、議案第39号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

若山課長。

若山建設水道課長 それでは、議案第39号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、改正理由をご説明申し上げます。資料番号1、議案説明資料68ページから71ページを合わせてご参照願います。

道路占用料は、単価の基礎となる地目ごとの固定資産税評価額に基づき算出されております。近年の基準地価の変動から、平成26年3月までに国道と道道の占用料の額等が繰り返し改正されております。

近隣町においても、条例改正している状況等を勘案し、政令単価に改正するものです。

また、今回の改正に合わせて、別表中、道路法第32条に掲げる工作物や施設等で、法に記載されていて、町条例に記載のなかったものを、新たに追加しております。

資料のほうにつきましては、68ページから71ページ新旧対照表となっております。右側の欄が改正案でございます。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 質疑がないようでございますので、この条例については、これで終結いたします。

それでは、平成27年度の一般会計について、説明を願いたいと思います。

若山課長。

若山建設水道課長 それでは、建設水道課初所管の予算のほうを説明させていただきます。最初に土木担当のほうから、続いて建築、財産施設、そのあと上水水道事業会計、下水道事業特別会計と説明させていただきます。最初に土木所管です。

142ページをお開きください。合わせまして、資料番号2、平成27年度予算説明資料66ページから68ページです。

1目 土木総務費です。土木総務費につきましては、対前年度比5万3,000円の減額で、昨年度とほぼ同額となっております。

続きまして、144ページをお開きください。1目 道路維持費です。前年度対比2,425万4,000円の増額です。増額の要因としましては、電気代の値上がり、駐車場整備による除排雪経費の新設が主な要因となっております。4節 共済費、7節 賃金は、ともに昨年とほぼ同額。11節 需用費は、前年度と比較しますと511万円の増額となっておりますが、道路維持補修費において350万円、駅周辺整備に伴う照明電気料の増額分と電気料の値上げ分で161万円ほど見込んだものです。13節 委託料は、前年度と比較し、3,424万8,000円の増で、町道管理委託料 7,153万円と橋梁長寿命化事業戊申橋補修設計 1,000万円です。14節 使用料及び賃借料は、前年度と比較し、1,788万1,000円の減額です。この13節 委託料と14節 使用料及び賃借料のうち、除排雪に係る経費については、新年度より主な除雪業者にかかる除排雪に要していた一部の費用を使用料及び賃借料から委託料へと振り替えをしております。前年度と比較しますと、委託料のうちの除排雪費用が3,174万円ほど、使用料及び賃借料のうちの除排雪費用が、1,788万円ほど減額しております。

また、新年度の下半期におきまして、駅周辺の三つの駐車場の整備が完了予定となっております。

おりますので、この分の除排雪費用を増額させていただいております。15節 工事請負費は、橋梁長寿命化事業として前年度から行っております、瓜谷の旧ライスセンター前の橋梁瓜谷橋の補修工事と、新道地区における砂利道と簡易舗装する工事を計上しております。16節 原材料費につきましては、昨年とほぼ同額です。

続きまして、145ページから146ページになります。2目 道路新設改良費です。前年度対比 1億3,955万円の減額です。減額の主な要因は、南北線改修工事のJR委託工事の委託料の減、及び南北線改修工事の減です。4節 共済費から12節 役務費までと、14節 使用料及び賃借料については、昨年とほぼ同額です。13節 委託料につきまして、25年度から行っている町道南北線改修事業JR施工委託によるものですが、資料66ページにその内容を記載しております。15節 工事請負費については木古内3線、駅前交差点から東側駐車場への仕上げ工事、木古内停車場3線の改良舗装工事、新幹線駅側に新設するアクセス道路です。それと、南北線の仕上げ工事です。資料のほうの66ページから68ページに、内容と平面図を位置図を記載しております。

続いて、147ページです。1目 河川総務費です。前年度対比250万円の増額です。11節 需用費で、春先の融雪による河川の維持修繕や、河川の流れを阻害している立木の伐採等を行うものです。

次に、183ページをお開きください。1目 河川災害復旧費です。4万8,000円の増額です。これは、北海道のほうの災害対象事業により、負担金が増額になったことによるものです。歳出については、以上です。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

東出委員長 はい。

若山課長。

若山建設水道課長 続けて、歳入に入らせていただきます。

39ページをお開きください。3目 土木費使用料です。1節 道路使用料、本年度予算額41万4,000円です。先ほど条例改正で提案させていただきました、道路占用料徴収条例の改正に伴う道路占用料が若干減額になっております。2節 堤塘使用料、本年度予算額6万3,000円です。

47ページをお開きください。5目 土木費補助金です。1節 都市計画費交付金、社会資本整備総合交付金 まちづくり交付金 1億1,912万円のうち、2,652万円は道路改良費交付金です。2節 道路改良費交付金 橋梁長寿命化事業交付金 1,625万円は、橋梁長寿命化事業による交付金です。

続いて、56ページをお開きください。5目 土木費委託金で、1節 河川費委託金 樋門・樋管の操作委託金 49万7,000は、22箇所分です。

続きまして、71ページをお開きください。1目 4節 雑入です。下から4段目、雇用保険繰替金 47万円のうち、建設水道課非常勤職員2名の雇用保険本人負担分 7万3,000円となっております。土木につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

東出委員長 建設水道課の土木費についての歳出歳入の説明が終わりました。ちょっと多岐にわたりますけれども、質問を受けたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 144ページの道路維持の関係で、以前から言っていた除雪費に関わる予算の計上が若干、昨年から見たら委託料と賃借料の入れ替え等あったようにそういう説明でした。これで重機の借り上げが約800万円になっているのですけれども、これそうすれば今度は純粋な重機のレンタルということで捉えていいのかどうなのかというまず確認。

それから、工事請負費で瓜谷橋の補修で昨年も1,000万円の工事を行っているのですけれども、これは例えば単年度工事で終わらなくて2か年の工事になったのか。それとも別な工事というか、また出て工事1,500万円しなければならないのかという部分です。

それから、その下の浜通り線外の舗装の工事についても、昨年も確か新道地区の砂利道の整備を。金額が500万円計上しているのですよね。ですから、浜通り線外ですからほか何箇所あって、今年度はどこどこを予定しているというものがもしあるのであれば、これは例えば資料か何かで付けてもらえればいちいち我々確認をしなくても、今年度どこどここの道路改良をやるのだということをわかるものですから、いまそこで把握している部分があればちょっと説明していただきたいと思います。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 まず除雪なのですから、前年度までは委託料のほうでは通常の除雪、あと借り上げについては排雪を含む臨時的な除排雪として整理しておりました。新年度からは、この考えを委託については主要路線の通常除雪及び排雪。その排雪に伴う誘導員ですとか、そういう排雪の一連工事と言いますか一連作業を含めて、委託で費用を持ちたいと。賃貸借契約については、生活道路も含む小型路線、あるいは小型の重機で対応可能なものの借り上げをこの賃借料のほうで、計上していきたいというふうに考えております。それで、借り上げなのですから、夏場のほうに道路の清掃ですとか細かい土工作业ですとか、均しですとかそういったものが540万円ほどあります。除排雪契約については、250万円ほどというふうにいま捉えております。

それから、瓜谷橋なのですから、これは橋梁長寿命化事業で補助事業で行っています。それで、去年からスタートしたものですから、1年目につきましてはまず瓜谷橋の設計とその設計の成果を見て工事、やれる範囲の工事。内示額がその時点で決まっていたので、設計と工事の一部を行っております。今年度につきましては、去年の設計を基に27年度は瓜谷橋の残りの工事と次の橋の設計を27年度で見たいということで、国のほうの事業費担いでもってこの瓜谷橋については、設計が26年度工事については26年度と27年度にまたがるということになります。今年度につきましては、瓜谷橋のほうの終わった工事については、橋台の一部とあと高欄の片側だけ終わっております。ですから、その片側はまだ残っている状態ということです。27年度については、この瓜谷橋の残りとの次の戊申橋設計をいま計上しております。

浜通り線につきましては、昨年行ったのですけれども、昨年はみこしの家から新道方面に浜通り線延びていっているのですけれども、その舗装が山本さん宅の付近で終わっているものですから、それから延長してパチンコセブンのほうに向かって、さらに塩辛川付近にある民家がありますので、そここのところのやれる範囲まで去年はやったと。今回はその続きとして、そこから今度逆に農協のライスセンターがあったほうと言いますか農道整備のほうで整備した箇所の舗装をいまのところ200mほど計画しております。それで、ことしもそれは完了にはなかなかならないと思います。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 昨年もたぶん瓜谷橋の関係の2か年の継続事業という説明をいただろうと思うのですけれども、ちょっと記憶になかったものですから確認をしたような次第です。ただ、重機の借り上げの関係で、除雪の関係の借り上げが250万円を予定していると。大型重機が入れない借り上げの小さい例えばバケットで入るといふそういう路線は、どこどこあるのかまず教えてほしいというふうに思います。

それと、浜通りの道路の舗装の関係。あそこからいったら取りあえずは、例えば農協のセンターのほうに抜ける道も確かにありますし、また道道に抜ける道路もまだあるのですよね。ですから、真っ直ぐ来たらルートの的には道道に抜ける。要するに、最勝寺さんの横とかさっこのほうまで通してしまったほうが、道路の循環からすればいいのではないかという気がするのですけれども、それは何か道道までこないというのは、何かあってさっこのほうの農協さんのほうに曲がっていったのかというその辺ちょっと教えてください。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 借り上げの路線につきましては、大川のほうの例えば板谷掘線と浅田さんとかに入っていくところ、あるいはその手前のもとと踏み切りがあった高橋さんとか浅水さんとかの生活路線になっている道路。それから、札苅方面でいきますと旧北海殖産の苗圃があった通りですとか、西村幸蔵さんのお家、あと幸連の旧スキー場と言いますか、幸連5線。そういうちょっと大きな重機が入りづらいような箇所を、その近くのかたに頼んでいるような路線なのです。それと、一部いままで言っていますと、駅前広場というのですかちょっとうちの双葉線と、あるいは道道との交差点と言いますかそういう旧バス停の付近をいままでは三和さんに一部借り上げはしていました。

それから、浜通り線なのですけれども、昨年行った舗装で山本さんというかたのお家の前までは舗装があると。舗装とか終わって、このあと今度水谷さんとか元の林さんとか、あと後藤さんとかというその付近を通って、さらにライスセンターのほうに行きますと2軒ほど民家がありますので、こちらのほうを優先したいなというように考えています。

それと、いまおっしゃられた最勝寺の横のほうなのですけれども、こちらのほうも砂利道です。将来的にはそちらのほうも全部網羅されれば、交通網的にはいいかと思えますけれども、その辺についてはまだちょっと所有者の土地を走っているという状況もありますので、その辺のちょっと相手とも交渉元も残っておりますので、今後の課題とさせていただきます。

東出委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 予算にちょっと関係ないのですけれども、ある意味では産業経済課のほうとの絡みもあるのかなと思うのですけれども、一頃工事標識は建築問わず、水道問わず、上水道・下水道、それから土木問わず、道南杉で作った工事標識を使わせましょうという運動と言いますか動きが随分、道南杉の付加価値を高めるためだとかという理由で、随分奨励したのですね。当時は随分皆さん、町内業者の方々も使ってくれた。だけれども、最近ゼロに等しい、道南杉で作った工事標識。これらは当初、いろいろ課長も係長時代かな、随分奨励したのです。だけれども、最近はさっぱり使っていない業者が。それは、例えば工

事の歩掛の中に、例えば入っていないから「使わないのだ」という返答も返ってくる、業者によっては。その辺どうなっているのかなど。上級官庁では、「道南杉を大いに使いましょう」と。道南杉の普及を伸ばすためにということで、上級官庁では何か道南杉を工事標識に使ったよという証明書だとか、それから工事標識に道南杉と焼き印みたいなのをしてくれるのですよね。上級官庁には、使うとそれなりに評価というかどこにどう現れてきているのかわかりませんが、評価をしてくれているのだそうですよ。業者さん方が率先して何か使ってくれているということなのですが、我が町はこれらの製作をもうどうでもよくなったのかどうか、その辺ちょっと聞いておきたいです。さっぱり最近見えないのです。高い安い値段の関係もあるのだろうけれども、その辺行政としての指導をどうするのか、ちょっと聞いておきたい。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 いまの道南杉の使用についてなのですけれども、私どもちょうど設計をやっていた頃は、そういう確かにおっしゃられる奨励、「していきましょう、なるべく使いましょう」ということがありました。その頃、委員がおっしゃるように現場管理費の中に、グレードアップという経費を目論みましょうということで、そのグレードアップの費用を目論んでいました。そのグレードアップ分は何を行うかという、それは業者の裁量に任されていて、例えばいまおっしゃられた工事看板ですとか、あるいは工事用現場漢学会。あるいは、水洗トイレの設置ですとかその辺いろいろ業者さんサイドで努力された中で、ここ数年はそういうグレードアップという現場の土木とかというと割と汚いイメージが昔あったものですから、その辺を綺麗にしていこうというイメージの中で、ある程度役目が済んだということで、その経費が最近実は経費としては見れなくなっている状況です。いまおっしゃられているように、そうは言ってもせつかくの「道南杉を使いましょう」ということなものですから、強制はできないにしてもなるべくそういうことは案内、あるいは工事標識については、その杉を使っていこうというふうな奨励を今後も続けていきたいというふうに思います。

東出委員長 又地委員。

又地委員 道南杉の普及と考えると、全て工事標識。だけれども、ちょっと協力を落札時にそういう落札をした業者に、ちょっと強い指導をしてほしいなとそう思っています。大した道南杉で作った工事標識とどこかの商社から買う標識の値段とはそれなりの差はあるけれども、行政としての役割というのはやはり道南杉を如何に付加価値を高め、消費拡大を図るかという点では使命感というものがあるのですね。だからその辺は、落札時において業者に少し強い要請をしてほしいなと。ある意味では「使え」と、「使いなさいよ」という指導でいいと思うのですね。使わなかったら少し小言を言うとか、検定の書類の中にそういう例えば森林組合から出されている証明書だとか、あるいは工事標識を必ずとりますよね。そこに道南杉だとかと焼き印を押していないというような工事標識があったら、少し検定時にもきつい話をするというようなことを心がけてください。これは、副町長もいますし、たぶん入札時に立ち会うのが副町長なり町長だと思っているので、落札業者にはその辺の話を強く伝えてほしいということをお願いしておきます。

東出委員長 いま又地委員から再度の質問なので、最後のだめ押しなのですけれども、その辺について要望と言っていますけれどもどうですか。いま副町長まで話、指名委員会の

最高責任者は副町長ですよ。この辺だめ押しみたいに委員からご指摘がございましたけれども、答弁あれば。

副町長。

大野副町長 ただいまの又地委員のご質問でございます。町のほうでは木古内町地域材利用促進方針というのをもっておりますので、地元山財を使っていただくという方向については、お願いをしてみたいというふうに思っております。ただ、ただいま課長のほうからも報告がありましたように、グレードアップ分ということで設計の中に盛り込まれていないという状況であれば、やはりしっかりと材が使ってもらえるように、工事看板の分の積算はしていかなければいけないのかなというふうに思っています。多少、工事単価がアップしてもそこは見えていかなければならぬだろうなというふうに思っております。以上です。

東出委員長 そのほか。

吉田委員。

吉田委員 先ほど竹田委員からの質問の中にもあったのですけれども、浜通りのいま道路改良工事をするということで舗装道路。たぶん住民には良いと思うのですけれども、この部分ちょっと後々下水道の関係が入ってくると思うのです。それで、いま舗装道路に入ったのはいい。後々また下水道が入ってまた、何かもうちょっとうまくできないのかなというのがあるのですよ。確かに今年度27年度はもう整備計画も決まっているので、この辺町内の中でやはり舗装道路にしてあと何年後にまた下水道の工事へ入って行って、またやるというこういう考え方というが、どうしてこうなってしまうのかなという気がするのですよね。住民の要望が多いからこれ早く砂利道路を舗装にするというのもわかるのですけれども、そこら辺の町内でもう少し考えてやれないものか。これいまの浜通りのところは下水の入る予定はないですよというのであれば話は別ですけれども、近々に入る予定があるのだったらそこは早く優先していくべきなのかなと思うのですけれども、その辺の考え方をちょっとお願いします。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 まず、いま行っている舗装工事というふうにしたほうがわかりやすいので、舗装工事というふうには実はしているのですけれども、実はこの舗装と言いましても本格的な舗装ではなくて、言うならば防塵処理という埃を飛ばないように、そんな舗装としての打ち替えもしないで、ただ現道に砂利を均す程度に舗装を一層だけかけて、当面の埃を防ごうという考えで行っています。当然、舗装工事となると道路もある程度改良して、がっちり舗装するのが本来なのですけれども、ただし住んでいるかたにとっては早めにそういう防塵処理をしてほしいということですので、いま現在できる最低限の舗装ということで考えていただければと思います。ちょっと下水につきましては、近々にいく予定ではないものですから、もし万が一下水がいったとしても、逆に言うと下水というのは道路とは違いますから、原型復旧が原則ですから、砂利であれば砂利の復旧、舗装であれば舗装の復旧をしますけれども、そういう面でもし下水がいったとしても、防塵処理したものをついて同じように復旧するだけですので、本当にこれがことしやって来年掘るとかであればこれ問題はありますけれども、ここ数年は計画がないものですからそこで取りあえずは埃止めが優先で、町内を見てもちょっとああいふ砂利道のところはそんなにないものですから、早めにちょっと仕上げたいということです。

東出委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 146ページ南北歩道工事の関係、今年度仕上げの年だということですから。いま、南北歩道の壁、天井の工事が入っていますけれども、そのほかの予定というのはあるのかどうなのか。

それと147ページの河川維持補修、去年250万円でことし500万円。これは、今後河川の流木処理含めて、何年次の計画をもっているのか今年度で終わるのかという部分のスケジュールというか、今年度は例えばどこの河川を維持するのかという部分がもし。それぞれいろんな状況の中でしなければならぬ部分もあろうかと思えますけれども、予定している箇所等あればちょっと示してください。

東出委員長 小池主幹。

小池主幹 私のほうから町道南北線のこれからの工事と、いま発注済みの工事の件です。いま発注済みはその3・その4まで発注しております、内容はエレベーター等の工事と、それと通路の部分の内装の工事をいま発注しております。それで、内装のほうの工事の中にいまサインというか標識の工事が入っておりますけれども、今後いま入っていないのは、駅の顔でありますサインというか駅名の標示をいましていないのですけれども、それがまだはっきりして決まっていなかったものですから、その部分はいま入っておりません。

それとあと、防災関係の件で防犯カメラ等の設置がいま要求されておりますので、その工事についてこれから発注する予定であります。以上です。

東出委員長 河川の今年度の手をかける部分、わかれば。

構口主査。

構口主査 河川のほうに関して、私のほうからお答えいたします。

場所的にはまず、上町地区排水路ということで、旧高井ホテルさんの裏にちょっとした大きい水路があります。一応これも河川という名目の水路ということで、これが当時の現場打ちのコンクリートでして、それが倒れている状態でありまして、これに関しては前から近隣者の要望等もあって、新年度からまず予算計上させていただいたものであります。

あと、亀川地区においても河川の阻害による部分がありますので、そういったところに簡易的なトーフブロックと私どもは呼んでいるのですが、大きいブロック等を置いて、安価なものを使って修繕する計画で今年度は立てております。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 この予算につきましては、道路の維持修繕と同じく、毎年春先になると融雪等で予定していた箇所以外にも河川が決壊とかする箇所があるものですから、それについてはこの予算である程度対応していきたいということで、毎年今後ある程度予算を要求していきたいというふうに考えております。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 南北歩道橋の工事の関係をいま説明いただきましたけれども、私の心配するのは床をどうするのかという部分。いま壁と天井の工事、窓枠含めての工事にかかっているようだけれども、床も綺麗になるということでもいいですね。

それから、いま言った河川の維持補修の関係、ことし予定しているのは高井さんのところと亀川。そのほかいま課長が言われたように、いろんな状況の中ではということ。私は、

当然去年より予算が倍になったから、佐女川のこの路線ここの。これの流木の処理も入っているのかなと思ってちょっと確認したのですね。これは、前から結構要望・声のある部分だったし、どうなのかなと思って。これは、町の河川の管轄なのか道河川なのか、もし道だとすれば道に対してどういう働きかけをしているのだという部分について。

東出委員長 道費河川も含めて。

若山課長。

若山建設水道課長 まず、佐女川につきましては、河口から1k mが二級河川と位置付けられております。両側ブロックが入っているところ、佐女川団地のやや上流側までが北海道の管理河川です。そのあとの上流部については、普通河川として町が管理しているのですけれども、もし下流部。二級河川の部分であれば、北海道には過去清掃とか土砂浚渫等をやってもらっていますので、機会を見て要望していきたいというふうに思いますし、その上流部でもし河川を阻害している立木等があれば、現地を確認の上、町のほうで伐採などを対応していきたいというふうに考えております。

東出委員長 ぜひそのように頼みます。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、次に進みます。

若山課長。

若山建設水道課長 続きますは、建築担当のほうに入らせていただきます。

151ページからです。建築担当の歳出について、ご説明いたします。合わせまして、資料番号2、平成27年度予算説明資料69ページ・70ページを合わせて参照ください。

1目 住宅管理費、前年度対比で1,969万1,000円の増額です。主な内容は、工事請負費の増額です。予算の主な内容としましては、公営住宅の維持管理に要する経費となっております。9節 旅費から13節 委託料まで、前年度並みです。11節 需用費で、公営住宅修繕費 50万円減額しておりますけれども、共益の電気料が49万2,000円増額しており、需用費全体とすれば前年度並みです。15節 工事請負費につきましては、資料69ページに主要な施策事業等説明資料のとおりでありまして、中野団地屋根補修工事は、平屋棟について屋根の補修を13棟48戸で施工します。工事内容につきましては、軒先補修・屋根塗装・集合煙突補修です。前浜団地下水道接続工事は、本年度前浜団地の区域が下水道接続区域内になりますので、それに併せて下水道に接続し、浄化槽を撤去、一部を駐車場にします。いさりび団地防犯対策工事 入居者の安全・安心のため4箇所カメラを設置します。いさりび団地エレベーター改修工事は、法律の改正に伴い、次の3点を補強工事をします一つ目としては、戸開走行保護装置工事、エレベーターの扉が開いたまま走行しないため装置です。2番目としてはP波感知装置設置工事、これは大きな地震が到達する前にP波を感知して、エレベーターを安全に停止する装置の設置です。三つ目としましては、主要機器耐震補強工事、エレベーターが大きく揺れて建物等に接触しないようにガードレール等の補強をするものです。歳出は以上です

歳入のほうに、入らせていただきます。

40ページをお開きください。5目 土木費使用料、3節 住宅使用料（現年度分）、前年と比較し、193万7,000円の増です。これは、朝日団地2号棟の分が増収となる予定です。4

節 住宅使用料（滞納分）、前年と比較して6万5,000円の増額です。続きまして、5節 駐車場使用料 9万8,000円の増額、駐車場使用料につきましては74区画分、これも朝日団地分で増えております。

42ページをお開きください。1目 1節 総務手数料の1番下、住宅料督促手数料として延べ360件、3万6,000円を予算計上しております。

47ページをお開きください。3目 土木費補助金、3節 住宅費交付金 776万1,000円は、社会資本整備総合交付金、北海道第4期地域住宅交付金として445万円。これは、歳出で説明しました、前浜団地の下水道接続工事、いさりび団地エレベーター改修工事並びに防犯対策工事に対する交付金で、事業費の2分の1補助です。家賃低廉化事業交付金は、朝日団地の16戸分です。

56ページをお開きください。5目 土木費委託金、3節 住宅費委託金 7万4,000円は、建築確認事務委託金と建設リサイクル法事務委託金です。

57ページです。1目 財産貸付収入、2節 町民住宅貸付収入 105万7,000円、入居中の8戸分の予算を計上しております。

71ページをお開きください。1目 3節 雑入で、下から5段目の公営住宅共同電気料 17万9,000円は、大平団地30戸、前浜団地18戸、いさりび団地45戸、朝日団地16戸、計109戸分の共同電気料を雑入で予算化しております。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

東出委員長 住宅費についての説明が終わりました。これより質疑を受けます。

竹田委員。

竹田委員 今回、いさりび団地の防犯安全安心の対策として、防犯カメラが設置されると。大変良いことだというふうに思います。ここはいま聞きたいのは、きょう副町長がいますから副町長。事務調査等の中で現地確認の中で、いさりび団地ではなくて冷水線から上がっての地下歩道、アンダーパス。あそこのまだ町の施設として移管というか引き渡しになっていないのかどうかかわからないのですけれども。現地調査の中では、あそこはやはり防犯対策として、やはりこういう防犯カメラだとかは必要だということで、再三防犯カメラ。あるいは、あそこの入り口のドアだとかのそういう設備ができないのかということなのですけれども、あそこはまだ町の所管に引き渡しになっていない施設なのか。もし町の施設だとすれば、やはりいさりび団地。先ほど説明があった駅舎の防犯カメラを設置するというのと同様に、あそこにもやはり早急にカメラの設置をすべきだという考えで、今回のいさりび団地の予算計上とはちょっと異なるのですけれども、防犯カメラの部分で統一した見解を持つべきだろうというような思いでいま発言していますので、よろしくお願いいたします。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 冷水線の地下通路の関係だったと思いますけれども、ちょっと先ほど説明が不足しておりましたけれども、27年度の道路維持の需用費の中で、この安全対策を行っていくというふうに予算化しております。施設につきましては、底地とか例えば躯体そのものとか正式な財産の移管はしておりませんが、通行の使用と電気代の支払いをこちらですというふうになってからは、こちらのほうで管理をして行かなければならないということですので、当初に計画になかったこの防犯カメラにつきましては、町の

ほうで設置するということです。

それと、今後こういった施設、あるいはいまできあがる駐車場ですとかそういったところには要所要所に防犯カメラを設置して行く考えています。

東出委員長 又地委員。

又地委員 防犯カメラの件なのだけれども、あとの例えば朝日団地2棟ありますよね、二つある。前浜団地ある、大平団地ある。そこは考えていないのですか。そこに防犯カメラ云々というのは。

東出委員長 公共施設全体を見た時に、防犯カメラの設置が大変いま重要視されているので、それらの部分で総合的な考えを持っているかということです。

若山課長。

若山建設水道課長 今回いさりび団地につきましては、特に高齢者、1人暮らしのかたも多いという中で、それとエレベーターもある施設で廊下も長いという中で、一番重要度が高いということで、防犯カメラを設置することとしておりますけれども、いまおっしゃられるように朝日団地だとかほかの団地につきましても、今後さらに現地の方を確認しながら検討して行きたいというふうに思います。

あと、今後また住宅に限らず町の施設全般の公共施設の総合的な計画書というのを今後作っていかねばならないものですから、管理計画です。そういうものについても反映して行きたいというふうに思っております。

東出委員長 この件について、私も聞こうかなと思っていたのだけれども、今回の痛ましい川崎の事故の時にでも、やはり犯人逮捕につながったのは防犯カメラにきちんと写っていたというのが一つの大きなあれだったでしょう。だからこれ田舎だから関係ないという話でもないと思うのですよ。したがって、防犯カメラを設置することによって未然に防げられるものもあるかと思うのですよね。ですから、やはりこの辺公共施設だけに問わず町内を見回した時点で、これどこの課か所管がいいのかわからないけれども、やはり見直して。そして、これいくと40万円くらいで付くのかな、この予算で行けば。そうしたらもっともっと設置するような工夫も必要ではないのかなと思うのですけれども。その辺原課として、これの部分で建設水道課がやっていくのか。防犯となれば町民課なのかわからないけれども。総合的に見た時にこれどうなのでしょうね。副町長、この辺見直す考えというか今後これから大事になってくるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。副町長、ちょっと考えれば。

副町長。

大野副町長 住民の皆さんが安心・安全に暮らしていただくという観点から行きますと、住民グループのほうがか所管になるかなというふうには思っております。ただ、国道であれば国交省、開建です。開建のほうがかメラを付けているというのは承知しています。また道道にもあるでしょう。そういったものをまず調査をして町の中にどれだけ安心・安全を保証できるようなカメラがあるのかというのを把握した上で、行政があるいは町がやるべきところはどこかというのを判断して行けばいいのかなというふうに思っています。いま委員長がおっしゃるように、重大な犯罪といいますかそういったものを未然に防止するには、防犯カメラがあるということであると犯罪が起きにくくなるであろうと。犯罪を起こしにくくするには、そういったカメラを設置することも大変大事なことだというふう

に思いますので、検討をしながら研究を進めてまいります。以上です。

東出委員長 なければ次に進みたいと思いますが。

竹田委員。

竹田委員 住宅費の予算の計上とはちょっと違うのですけれども、建設の技師としてのちょっと質問をしたいのですけれども、よろしいですか。

東出委員長 許します。

竹田委員。

竹田委員 直接建設課の予算計上ではない、新幹線ビュースポットという予算の計上になっているのですけれども。設計管理委託、そこで500万円の確か予算計上になるのですよね。これは、先の総務・経済常任委員会の事務調査の中でも出た人口減少のビジョンの取り組み等にしてもコンサル任せではなくて、できるだけ自前でできるものは自前ですべきだろうというそういう意見もありました。そして、私何を言わんとするかというと、たぶん建設所管ではないけれども、まち課のほうの予算計上なののですけれども、500万円の委託。たぶんコンサルに発注する予算だろうというふうに思うのですけれども、そこに見晴台。ただ駐車場を整備するのに、あそこトンネルの上ですから構造上の問題があって自前の設計では例えばできない。だから特殊な部分だから業者に発注しなければならないと。それはわかります。ですけれども、その施設の場所に建てる絵を見ますと、木柱での見晴台の構造なのですよね。そういうものについては自前でできる。せっかく小西さんという立派な技師さんもありますので、その辺は内部で十分。副町長、練ってやはり検討をして、こういうデザイン木古内らしさをコンサルさんが作ってきたものではなくて、これはうちのオリジナルの設計なんですというくらいの物をやはり示すべきだろうというふうに思うのですけれども、その辺の見解。小池主幹に求めても困るだろうと思いますので、副町長その辺の見解をお願いします。

東出委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの竹田委員からのご質問でございます。予算を作る時に当然町の職員として技術をお持ちのかたがいらっしゃる。これは、建築士の資格であったり土木のほうの資格であったりということで、その資格の範囲内で設計ができるものは直営でやっていただくように話はしています。ただし、今回の建川トンネルの上につきましては、下にトンネルという構造物がある。そこで、構造計算をした上で認可を取っていかなければならない。そのための資格をお持ちのかたはいらっしゃらないということで、コンサルに出さざるを得ない。ただ、コンサルに投げっぱなしではなくて、設計の段階でこちらのほうの思想・考え方も入っていくわけですから、デザインですね。そういったものについては、しっかりとこちらの業者のほうの思いを伝えて作っていくということで進めております。直営の技術者がいるわけですから、役場の中には、できるものはやってもらうという中で、事業を進めております。以上です。

東出委員長 ほかに。

竹田委員。

竹田委員 確かに前段申し話したように、構造計算だとかいろいろな難しいやはりトンネルの上の駐車場ですから、いろんな部分があると思う。それはそれとして理解はします。だけれども、その見晴台を作るのはそれまで一緒にやはり委託業者でなければだめだと

ということなのですか。

東出委員長 ほかに。

なければ、次に進みます。

まち課でもここ予算を持っていますので、その時点でまた。もしできれば建設課の皆さんにもまち課の時この部分で入ってもらいましょうかもしれませんので、そういうふうな段取りをしていてください。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時00分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

若山課長。

若山建設水道課長 続きまして、施設・財産担当につきまして、ご説明したいと思います。

83ページをお開きください。3目 施設管理費です。今年度は全体で、2,707万円の減額です。大きく変わったところを主体に説明させていただきます。4節 共済費と7節 賃金は増額になっておりますけれども嘱託職員さん、総務のほうで所管している予算からうちのほうの臨時職員が嘱託職員さんから臨時職員さん対応になるための分の増額です。

11節 需用費、前年度に比べまして、121万6,000円の減額です。消耗品につきましては、前年度並みです。庁舎等修繕費は、135万円ほど減額です。本年度の予定している箇所は、庁舎のボイラー、それからふるさとの森の遊具の補修、ほかは庁舎や各会館の修繕費となっております。燃料費、庁舎の重油、あるいは各施設の灯油・プロパン合わせて、543万9,000円。前年度と比べて、50万円ほど減額です。これは、石油価格が下落したことによる減です。

84ページをお開きください。光熱水費の中で電気料金は、110万円の増額です。これは、電気料金の値上げ分となっております。公用車燃料費は28万円ほど減額、車検は今年度・新年度に15台分、定期点検・小破修理、タイヤ等消耗品合わせて、517万円ほど見ております。前年比、25万6,000円の減額です。12節 役務費は、これは全体として例年どおりとなっております。

85ページにいきまして、13節 委託料 2,121万の増額です。1番上のふるさとの森委託料につきましては、ふるさとの森の芝桜植栽面積の増加の予定に伴うものです。5段目、庁舎管理警備委託料 113万1,000円増額です。これは、新年度から休日の日直が廃止になる予定になっておりまして、その委託料を計上しております。下から5行目、南北歩道橋エスカレーター等保守点検委託料 271万2,000円は、南北歩道橋に現在エスカレーターとエレベーターを設置しておりますけれどもこの保守点検、エスカレーターは1年分とエレベーターは3か月分計上しております。下から3行目の産業会館耐震診断委託料 390万円円と、その下の釜谷生活改善センター移転改築実施設計委託料 1,300万円は、新規で計上しております。ほかの保守点検につきましては、例年並みです。

86ページをお開きください。14節 使用料及び賃借料、前年度比16万1,000円の増額は、高速道路通行料を新たに計上しております。15節 工事請負費、前年度比1,640万円ほど

減額ですけれども、各町内会館のトイレ簡易水洗化工事、それと札苅活性化施設の補修工事を計上しております。原材料費は前年度並みです。備品購入費 公用車購入 110万円は、今年度軽トラックの購入予定としております。19節 負担金補助及び交付金、前年度比 47万5,000円の増額です。これは、下水道受益者負担金で旧中学校、それから観光交流センター及び木古内駅駅舎に賦課されるものです。27節 公課費 25万4,000円の減額です。車検を受ける15台分の重量税です。

続きまして、歳入です。39ページをお開きください。1目 総務費使用料、1節 会館使用料、これは前年度と同額です。

43ページです。3目 衛生手数料、2節 畜犬手数料、前年度と同額となっております。

57ページ、1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入、前年度比 419万円ほど増額です。法人等建物が1件と、土地が19件です。増額の主な要因は、北電の工事関係者に貸している旧中学校の敷地分の増額です。ほかは、例年どおりとなっております。

59ページをお開きください。1目 不動産売払収入、1節 土地等売払収入 1万円と、3目 1節 物品売払収入は、科目出ししております。

71ページをお開きください。1目 4節 雑入、中段の自動販売機電気料 36万円は前年並み。下から4行目、雇用保険繰替金 47万円のうち、5万3,000円は、雇用保険の本人負担分です。下から2行目、森林組合電気使用料 12万円は、旧埋文事務所を使用している森林組合からの収入を見込んでおります。以上が歳入です。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 建設水道課所管の財産管理についての説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 まず86ページの工事請負費の中で、各会館のトイレ簡易水洗に改修するというこれについては、長年地域から要望があった部分が解消されるということで大変良かったなと思っています。ただ、この同じ会館の中で85ページの各施設管理委託料、これについては前年比同額の計上ですから昨年と同じ考えだという部分。これについては、管理料を払う施設もあれば払わないボランティアの町内もあるということ。これについては、今後に向けても要改善の検討をお願いしたいというふうに思います。

それと、同じく85ページの委託料で釜谷生活改善センターの移転改築の実施設計1,300万円計上になってはいますがけれども、ここは場所がどこに建てるということは、漁港の入り口に建てるということになったのかどうかという部分の確認。

それと、86ページの先ほどの工事請負費の中で、札苅の活性化施設の改修工事で300万円計上になってはいますがけれども、単に泉沢・釜谷にも活性化施設があるのですよね。そこは改修しなくても手をかけなくても大丈夫だということで、今回札苅だけなぜという部分もちょっと感じるものですから、その辺について答弁をお願いします。

東出委員長 4点ですか。若山課長。

若山建設水道課長 1点目については、今後検討を重ねていくという理解でよろしかったでしょうか。

85ページの釜谷の実施設計を計上させていただいておりますけれども、昨年の秋から冬にかけて役員会に出席させていただきながら、そのあと説明会に私どもも出席させていた

だいて、町内会さんのほうに改築について具体的に相談をはじめたところ。それで、候補とすれば建物の建てる箇所とすれば現在地、あるいは漁港背後地、それから活性化施設横のグラウンドが候補地かなということで相談したのですけれども、地元とすれば活性化施設のほうについては、高台で普段の利用についてはちょっと厳しいので、そこはちょっと候補から外している中で、地元として総会でもって決めていきたいということで、私どものスタンスとすれば地元が一番良い場所に建てていって、利用するかたが一番便利な場所がいいということでした。それで、地元のほうとすれば現在地と漁港背後地と検討した中で、メリット・デメリットはいろいろあるのですけれども、漁港の背後地が地元とすると希望するということなものですから、我々はこの漁港の背後地の有効利用を図る中で、今年度実施設計を行って、28年度に建物を建てていきたいというふうにご検討しております。

86ページの札苧活性化施設300万円なのですけれども、これにつきましては札苧の活性化施設につきましては、特に内側の壁・塗装等、あと窓等が破損している状況で、最低限この補修を今年度行っていきたい。同時に、泉沢のほうの活性化施設も確認しているのですけれども、泉沢のほうにつきましてはそういう内部の補修等が特に札苧ほどひどくないものですから、現在のままある程度使用できるというふうにご検討しております。

釜谷の活性化施設につきましては、以前からお話しているとおり、以前芸術家のかたがいた旧教室です。3部屋を避難所として整備しておりますので、釜谷については当面この体制でいきたいというふうにご検討しております。

東出委員長 説明が終わりました。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございます。次に、進めさせていただきます。

次の課に移るまで、ちょっと暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時20分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、水道事業会計に入りたいと思います。説明を求めます。

若山課長。

若山建設水道課長 それでは、平成27年度水道事業会計につきまして、ご説明いたします。はじめに、収益的収入及び支出から説明いたします。支出から説明しますので、23ページをお開きください。

1目 原水及び浄水費、予算の主なものにつきましては、浄水場の維持管理等に要する経費となっています。節の予定額におきまして、次のページにいきますけれども動力費、送水ポンプ用電力料として94万円ほど増額し、517万2,000円となっておりますが、これは電気料の値上げによるものです。このほかは、昨年とほぼ同額となっております。2目 配水及び給水費、25ページから26ページになります。主なものは、技術担当職員2名の人員費及び漏水調査委託料や、配水管等の維持管理経費です。節の予定額につきましては昨

年に比べ、人件費と委託料が減額、ほかはほぼ同額となっております。次に、3目 総係費、27ページから29ページです。主なものは、担当職員3名分の人件費です。節の予定額につきまして、人件費と賃借料を除いては昨年とほぼ同額となっております。他の節の予定額につきましても、ほぼ同じです。4目 減価償却費は、前年度と比べ520万円の増額です。次に、5目 資産減耗費です。200万3,000円の増額です。

続きまして、30ページです。その他営業費用は、前年度と同額です。次に営業外費用にいきまして、1目 支払利息は50万2,000円の減額です。企業債利息は、財政融資資金・地方公共団体金融機構の償還利息です。借入利息につきましては、前年度並みです。

31ページをお開きください。繰延勘定償却、控除対象外消費税償却として51万9,000円です。雑支出、支出は前年度と同額です。消費税につきましては、本年度予定額 670万円で、32万6,000円の増額です。1目 過年度損益修正損、32ページです。本年度は10万円、前年度と比べて320万円ほど減額しておりますけれども、この科目につきましては会計制度の改正後に、平成26年度のみ6月に支払う手当のうち、平成25年度で引き当てるべき4か月分を過年度損益修正損として計上して、6月の手当を支払う時にこの科目から支出しております。今年度からは、従前どおりとなります。

32ページ、1目 予備費、前年度と同額です。

続きまして、収入です。19ページをお開きください。1目 給水収益、前年度と比べ230万円ほど減額予算となっております。2,364件で計上しております。

20ページをお開きください。2目 その他の営業収益 2万6,000円の増は、消火栓が4基増えた分です。これは、冷水線1基と吉堀地区に3基を設置しております。

21ページをお開きください。1目 受取利息及び配当金、前年度と同額です。2目 他会計負担金は、615万9,000円の減額で、一般会計からの負担金です。3目 長期前受金戻入、前年度より468万6,000円の増ですが、会計制度によって26年度に設けた科目です。なお、この長期前受金戻入は、現金を伴わない収入です。4目 雑収益、本年度予定額 1,000円です。収益的収入及び支出の説明は以上です。

東出委員長 説明が終わりました。収入支出の部分についての説明を受けましたので、質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

竹田委員。

竹田委員 1点、26ページの修繕費で180万円の予算計上をしています。去年から見れば20万円ほど増えているのですけれども、やはり施設の老朽化に伴う例えば修繕費に関わる部分がどんどんというか増えてくるだろうというふうに思うのですけれども、今年度からいままでの大川地区・瓜谷地区の飲雑用水等も接続になったということからすれば、この修繕費がもう少し多くても良かったのかなという気もしますし、また何事もなくこの範囲内で収まるのかなというそういう思い等もありますから、その辺飲雑を接続した工事状況と勘案しながら、そんな大きなトラブルはないだろうというふうに見ているのかどうかということをお聞かせください。

東出委員長 修繕費についての質問でございます。

若山課長。

若山建設水道課長 委員おっしゃるように、前年度160万円に対して今年度180万円の予算をお願いしているところです。おっしゃられるように、吉堀飲雑用水の統合工事を現在行

っております、いまは接続に対して慎重に水道機能がはたすように接続の切り替えを徐々に行っておりますけれども、新年度に入ってから多少の不足の事態を想定されますので、その予測の中で20万円増額していただいたところです。

東出委員長 それでは、次に資本勘定の収入及び支出についての説明を求めます。

若山課長。

若山建設水道課長 続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。支出からです。35ページをお開きください。合わせまして資料番号2、平成27年度予算説明資料の71ページから75ページも合わせてご参照ください。

資本的支出は前年度と比べ、2,859万7,000円の減額となっております。1目 営業設備費 メーター購入費ですが、計量法に基づき8年経過したものの取替及び故障対応分です。購入個数は、236個を予定しております。資料72ページに、主な取替範囲であります泉沢・本町地区を明示しております。工事請負費 148万円は、このメーター購入分の工事を予定しております。続きまして、2目 配水管移設費で、これは函館江差自動車道建設に伴う水道管移設工事を幸連地区と大平地区で予定しております。資料71、73、74ページに、事業内容と平面図を記載しております。続いて、次に3目 施設改良費です。本年度予定額 489万5,000円、これは木古内浄水場急速攪拌翼他更新工事です。資料の75ページに、この攪拌翼の略図を記載しております。続きまして、1目 企業債償還金、3,921万1,000円です。続きまして、1目 節 予備費 5万円は前年度と同額です。

収入に入らせていただきます。33ページです。

資本的収入、前年度に比べ2,820万円の減額となっております。1目 企業債、これは800万円の前年度と比べ減額となっておりますけれども、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設事業としての800万円となっております。1目 工事負担金、これも減額となっておりますけれども、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設工事負担金として開発局から負担金としていただくものです。

資本的収入額 1,320万円が資本的支出額 6,363万5,000円に対し、不足する額 5,043万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

水道会計については以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

東出委員長 資本勘定の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

又地委員。

又地委員 攪拌翼の図面を見ても私たちはわからないので、ちょっと教えてください。攪拌翼というのは、どういう働きをしているとかということ。

東出委員長 木本（邦）主査。

木本（邦）主査 申し訳ありません。資料のほうは場所ということで、浄水場全体のシステムの中で、だいたいどの辺かということだけはお示ししたのですが、この図面で見ますと左側から水源のほうから水が流れてきまして、各薬品注入設備とそれからその次に砂濾過を経由して、最終的に滅菌して水道水になるというシステムになっているのですが、今回、攪拌翼の場所ということで、一番最初に浄水場に入ってきて、河川の濁度が高度によって上がってきた場合に、薬品がまず最初に入るとその際に高速で攪拌して、薬品と集水した河川水を混ぜる装置があるのです。そちらのほうが老朽化のほうでだいぶ著しくいつ壊れてもおかしくないような状況になってきておりますので、今回この場

所の攪拌翼の更新をお願いしました。

東出委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、水道事業会計はこれで終わりたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時32分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

下水道特別事業会計の予算説明をお願いいたします。

若山課長。

若山建設水道課長 それでは、平成27年度木古内町下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

今年度の予算の歳入歳出の総額は、それぞれ2億2,500万9,000円で、578万4,000増額の予算となっております。主な要因としましては、駅前通雨水管渠整備の完成に伴う事業費の減額はあるものの、人件費や公債費による増額もあり、最終的には578万4,000円の増額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。19ページから20ページをお開きください。

1目 一般管理費、前年度対比 559万1,000円の増額となっておりますが、これは職員配置が嘱託員から職員の配置に伴った増額となっております。19節 負担金補助及び交付金、27節 公課費につきましては、昨年とほぼ同額です。

次に20ページにいきまして、クリーンセンター費です。予算内容につきましては、クリーンセンターの維持管理に要する経費です。11節 需用費は、240万円ほど増額しておりますが、薬品費のうち脱臭活性炭の交換及び、それと電気料の増額が要因です。13節 委託料は、95万5,000円の増額ですが、これは処理汚泥量の増加に伴う収集運搬費、処分費の増です。12節 役務費、14節 使用料及び賃借料は、昨年とほぼ同額です。また、18節で今年度、備品購入費 6万7,000円を設けておりますが、処理場内の消火器の耐用年数切れに伴う交換費用です。

次に、22ページをお開きください。1目 施設整備費、これは工事請負費において1,000万円ほど減額になっておりますけれども、駅前通雨水管渠新設工事が今年度で完了予定ということです。それと9節 11節は、前年並み。今年度は汚水管渠整備費としましては、15節の工事請負費で5,286万円、それと下水道事業全体計画の見直し費用として13節 委託料で890万円を計上しております。事業予定につきましては、資料番号2、平成27年度予算説明資料の76ページ・77ページに内容と箇所図を掲載しております。

次に、23ページをお開きください。1目 元金、長期債元金償還金となっております。2目 利子、記載のとおりであります。

次に、24ページをお開きください。1目 過誤納還付金は、前年度と同額です。

続きまして、歳入です。

9ページをお開きください。1目 受益者負担金 125万5,000円の増額で、内訳は1節

現年度分で736万1,000円、2節 滞納繰越分で18万円となっております。

次に、10ページをお開きください。1目 下水道使用料で、前年度対比 165万8,000円の増額です。1節 現年度分で、2,677万2,000円の使用料を計上しておりますけれども、前年実績及び平成27年度新規接続見込戸数をもとに積算しております。

次に、11ページです。1目 1節 排水設備工事業者登録手数料、本年度予算額 2万円、2件を予定しております。2目 督促手数料、3目 排水設備工事手数料は、前年度と同額です。

次に、12ページをお開きください。1目 下水道費補助金、1節 下水道事業費交付金 社会資本整備総合交付金として、本年度予算額 2,900万円、事業費の2分の1の補助となっております。

次に、13ページです。1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金で、1,187万5,000円の増額です。

14ページから16ページにつきましては、科目出しとなっております。

17ページです。1目 1節 下水道事業債、前年度対比 390万円の減額となっております。

下水道特別会計については、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

東出委員長 下水道事業の歳出歳入の説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

吉田委員。

吉田委員 下水道の関係の施設費22ページ、委託料で890万円を公共下水道事業全体計画策定業務委託、これが今年度予算に計上されているのですが、これは大体全体計画の策定業務なので中身的にどういことを今度するのか、ちょっとこの中身について教えていただきたいなと思います。

東出委員長 岩本主査。

岩本主査 ただいまのお尋ねですが、13節 委託料で890万円の計上をさせていただいております。内容といたしましては、過年からお話になっています全体計画の区域の話。札幌・泉沢・釜谷を含め、いま現下水道区域以外のところも含めて、どのような方策を採っていくのかという検討プラス全体のフレームと言いますか1人あたりの汚水量とかそういう量も実際平成12年の計画からどれくらい動いて、実際と即しているのかどうなのかという検証も行いながら、最終的な流入水量の想定をして、それに伴う処理場の施設がいまの現施設で大丈夫なのかどうかという検討も合わせて行っていきたいとそのような内容となっております。以上です。

東出委員長 吉田委員。

吉田委員 定期的に今度やっていくのだと思うのですが、実際こういうのって委託しなければならないものなのではないのでしょうか。町内で何とか検討という感じはならないのですか。その辺できなければできないでいいのですけれども、どうしてもこれ。定期的にそうしたらこのぐらいの金額をかけてまた全体の見直しとやっていくのですか。その辺ちょっと見えないのでもう一度お願いします。

東出委員長 岩本主査。

岩本主査 今回のこの委託料の中の大部分は、区域の見直しが下水道区域をどうしていくかという内容が主でして、これは実際先ほどのフレームの見直しの話は、もっと事業費は

落ちていくと。それは、タイミング的にどれぐらいで一度行うのがベストなのかというのは、今後ちょっと人口等も含めてそれなりの情勢が動いてきた段階で、または町都市計画のマスタープランの見直しだとかそういったタイミングを見て、この下水道事業も合わせて委託のほうを見直していきたいとそのように考えております。

東出委員長 又地委員。

又地委員 見直しの話が出ました。それで、10年くらいずつかな計画を見直しするという中で、平成28年に釜谷の生活改善センターが漁港の背後地に建てることに計画しているという中で、担当のほうに例えば釜谷の生活改善センターの改修に伴っての例えば水洗化だとかかそういう話がいっているのかどうか。私は、釜谷まで従来の計画は本町までもってくるといふ計画だったと。だけれども、もう何十年先が見えないという中で、生活改善センターを背後地に建てるという時に、28年に建てるわけです。そうしたら、これは直接下水あなたのほうに関係ないのかわからないけれども、総体の構想として何十年後になるかわからない釜谷の水洗化です。それを例えば生活改善センターが新築になる時期に合わせてというか、漁村集落だとかでやるだとか事業変更ができないのかどうか、水洗化。これは、建設水道課の一課の検討ではないと思う。これはやはり行政として、振興計画の練り直し等々を考えれば、すごいいい機会ではないのかなというふうにも考えるのですよ。せっかく28年に生活改善センターを改築すると。漁港の入り口まで決まっているわけです。そういうことを考えれば、例えば人口もどんどん減っていく中で、何とか早い時期に釜谷を水洗化まで持って行けるとしたら、漁村集落みたいなことでやっていこうという考えが先行してくるのではないのかなと思うのだけれども。その辺担当課に聞いていいのか、あるいは副町長もいるのでその辺ちょっと聞いておきます。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 下水道につきましては、平成17年度から共用開始しておりまして、最初の計画を練ったのが11年・12年です。それで、平成21年前後に一度全体計画の見直しを図った中で、それでその10年間の途中でエリアとして足したり引いたりしながら、それがいま現在の計画が進んでいます。その時点で実は札苅方面についても一旦、計画の見直しについて議論にはなったのですけれども、当初の計画からまだ10年しか経っていない中で、その時の時点でも札苅までは管渠で迎えにいったほうが事業費的には効果があるというその当時の判断もありました。その時点ではまだ本町地区が整備になっていませんでしたので、当初の計画は釜谷方面まで残した計画にしておりまして。それで今後この計画の見直しにあたっては、いま現在も31年・32年くらいまでまだ港団地から大平その付近まで計画で残りますから、その以降の札苅方面についてはどうあるべきか。委員おっしゃられるように、管渠で迎えに行くのが効果なのか。それとも、その地区地区で例えば浄化槽を作るですとか個別に補助をするとか、その辺の考えを今後検討していけばならないなというふうに判断しております。釜谷の生活改善センターの改築につきましては、当然いまの下水道では管渠では迎えには行けないわけですから、当然建物ですからその時点の合併浄化槽になるかと思えます。将来、下水道の施設管渠で迎えに行く、あるいは集落排水ができるとした中では、その時点でその建築の時に作った浄化槽からその下水施設に接続するというような考えになっていこうかと思えます。

東出委員長 又地委員。

又地委員 いま生活改善センターそのものは、例えば漁港の入り口だから建てて、例えば浄化槽を外に設ければいい。それはそれでいい。ただ、釜谷の住民全体のことを考えた時の話を言っているのです。だから良い機会ではないのかなと。生活改善センターに浄化槽は作るかもわからないけれども、何か良い方法を考えるべきではないのかなということ言っているのです。その辺の見解というのは、担当課だけではできない。これはやはり財政も絡むことだからいろいろ。その辺の検討を振興計画をどうするかと。それはわかりません。だって将来、いま考えたってうちの町内会までくるのに31年、32年です。そうしたらこれからまだまだ、札苅にいくたってまだある。その次、泉沢・釜谷だ。私達の時代でなくなる。そういうことを考えれば、せっきくの生活改善センターを建てる地域に合わせた取り組みが釜谷の地域の住民のことを考えればできないのかなということ言っているのです。できないならできないでいいけれども。

東出委員長 新井田委員。

新井田委員 関連になります。いままたまた吉田委員のほうからそういう話が出ましたけれども、いま思うとやはりこの金額というのは、何かちょっと私はこの辺でいう痛ましい金額ではないかと。なぜならば、やはりいま又地委員のほうからも言われたように、何十年先なのです、我々釜谷・泉沢というのは。そういう中で、定期的にこういう総合会議を持つのだということが何も見えているわけです、私から言わせると。持たなくてもいいだろうと。いま言ったように、何かできた時にそういうことをその時に考えればいいのではないかと。そんなふうに思うのです。できないことはできないでいいと思うのですよ。何十年先を見据えることも大事だと思うのですけれども、こういうお金を使ってまして一般財源も入っているわけですから。そういう部分の解釈でいくならば、何か非常にやはり言葉が先を見据えたというような部分では、あるいは泉沢・釜谷・札苅云々ということで、言うならばもっともらしい文言になるのですけれども。でもはたしていま言ったように、我々が生きてるとかそういう中での見解になる。そしてなお且つ、どんどんどんどんいわゆる人口減含めてそういう状況の中で、はたしていまの下水道とかでこの構想が適当なのかというのは非常に疑問ですし、ならばいま言ったように施設ができた。入れ替えでできた時に、では我が町としてどう考えればいいとそういう部分。そういう方向付けのほううんと効率がいいですし、お金もかからないですし。何か先の見えないことにこういうお金を使うというのは、非常に私はどうなのかなとそんなふうに感じますけれども、その辺ちょっと答弁お願いします。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 先ほど岩本のほうから申し上げましたとおり、今後の計画を見直すにおいても、当時の計画に対して現状がどうであったかというような洗い出しからはじまって、今後どういうふうに人口の推移を見極めながら、都市計画マスタープランとの整合を図りながら、等々の検証をしながら、先のことを計画を練り直していかなければならないということで、ここについてはそういう何というのですか。毎年こういう練り直しというわけではなくて、数年かけて検証しながらこれを行っていきたいというふうに思っています。それで、先ほど又地委員からもおっしゃられたように、今後釜谷地区をどうするか泉沢地区をどうするかということも今回のこの計画の見直しの中で、あり方についてこの計画の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

東出委員長 笠井委員。

笠井委員 釜谷地区・泉沢地区の生活改善センター何かは、例えば築港の側でいいのですか。いま3.11来るのですよ。もしああいう事故があったらどうするのですか。ああいうところにみんな建てても誰が死んでも誰も責任取らないようにですか。釜谷地区や泉沢地区の人はそれでいいのですか。それならあまりかわいそうではないですか。それより安全な高台に持っていったほうがいいのではないですか。以上です。

東出委員長 ただ、私もこの部分についてちょっと言いたいのは、いまこの新幹線事業ももうほとんど来年度以降なくなるわけですよ。そうすると公共事業もなくなるので、いままでだいたい下水道事業といえは年間5,000万円くらいの事業ですよ。地元企業の育成等を考えれば、町長いわくはこの事業に1億くらい投資していきたいという思いはこれありましたよね。これ事実ですよ。そうするとやはりこの辺の策定業務をやる中で、いまの倍以上の仕事をさせようという思いもこれも含まれているのかな。含まれていると思うのだけれども、策定業務をやってこの結果というのはいつ頃これ出てくるのですか。事業規模も増やしていくという考えも町長は持っているのだけれども、その辺含めてどうなのですか。そういうのも描いての計画策定業務なのか、見直し業務なのか。

岩本主査。

岩本主査 この業務委託の中で、当然区域が決まれば概算事業費というのが出ます。それに対して、例えば平成30何年から年間5,000万ではなくて、1億それなりの事業費を付けていくとなれば、平成30何年完了見込みというそういう数字も出てきます。今回の業務委託では、そのような内容も含めて行っていきたいと考えております。

東出委員長 これは単年度で計画を作るのでしょうか、今年度で。

岩本主査。

岩本主査 この27年で委託業務を受けて、報告したいと思っております。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 先ほどの笠井委員のご質問だったと思いますけれども、釜谷の生活改善センターにつきましては、私どもも地震の心配というのも実はあるものですから、その辺も含めて地元のほうに説明会の中で説明させていただいたのですけれども、今回の釜谷地区の住民のための生活改善センターにつきましては、やはり現在の活性化施設に避難所としての部屋を改装しておりますけれども、地震の時津波の時にはそちらに行くのだと。ただし、普段の活動・町内会の活動、あるいはお祭り等をいちいち高いところに行くというのは、もうちょっと高齢の者の中では厳しいのだというお話が主要を占めておまして、ですので津波・地震等の際は、このいま建てる施設については、くれぐれもここには避難所にはなりませんよということを前置きしながら、この建設にあたっていくというふうな説明をしております。

東出委員長 ほか。

福嶋副委員長。

福嶋副委員長 ことし下水道、いま中森商店のほうまできまして、あそこから今年度前浜団地の丸印になっているのですけれども、この図面を見ると大平団地までいかないのですか。

それともう一つは、私は先ほどの説明の中で前浜団地の中にある浄化槽、あそこに駐車

場にすれば5、6台おけるスペースがあるのですよね。それを前から言ったことあるのだけれども、下水道をつなぐのにあそこをやらなければ10年以上ならなければ補助金を返さなければならぬと。それでできないのだということで、12年までできたことだからもう13年、14年経ったか。それでこれによると、この丸印がどうも電話局のところから大瀬の家までいく、または大森アパート、そして前浜団地。それでこれを見ると、大平団地の30戸までいかないのですか。ちょっとその辺教えてください。

東出委員長 資料説明、77ページの図面についての説明を求めます。

岩本主査。

岩本主査 福嶋委員さんからのお尋ねでございます。大平団地までは、今回平成27年度の事業ではいきません。住宅の長寿命化計画とリンクしながら、平成28年度の整備を目指していまおいております。以上です。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 それでは、ないようでございますので、下水道事業の予算説明はこれで終了いたします。これで全て、建設水道課に関わる説明は全部終わりました。

どうもご苦労様でした。

以上をもちまして、建設水道課の審査を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後2時58分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、建設水道課の審査を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時11分

(5) 町民税務課（一般会計・国保事業特会・後期高齢者医療特会）

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課の皆さん、どうもご苦労様でございます。

早速、町民税務課の住民係から審査に入りたいと思いますので、説明を求めます。

それでは、大瀬課長よろしく願いいたします。

大瀬町民税務課長 よろしく願いいたします。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。87ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、4目 交通安全対策費、本年度予算額 406万円です。

前年度が637万1,000円ですので、約230万円ほど少なくなっております。減額の要因は、昨年は交通安全指導車の新規購入ということで、230万円計上させていただきました。以下、11節の需用費、19節の負担金については、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、112ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費 今年度の予算が977万5,000です。1節から19節まで、前年度とほぼ同額の計上をしております。

続きまして、118ページをお願いいたします。

3款 民生費、3項 災害救助費、1目 災害救助費 35万円、これは前年度と同額でございます。

続きまして、122ページをお願いいたします。

環境衛生費で、火葬場の関係の費用となっております。説明資料は12ページの下段に、木古内町と知内町両町の火葬場の利用状況を表しております。ご参照いただきたいと思います。4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費 1,325万4,000円の計上をしております。昨年は1,344万4,000円でございます。ほぼ前年度と同額でございますけれども、11節 需用費、13節 委託料、15節 工事請負費について、若干説明をさせていただきます。4節 共済費、7節 賃金、9節 旅費は、前年度とほぼ同額でございます。11節 需用費ですが、燃料費、電気料、水道料、消耗品は前年度とほぼ同額でございます。増額となっているのは、1号の釜の炉内のセラミック張替が47万6,000円、それから運台の修繕が42万7,000円、増額となっております。12節 役務費については、前年度とほぼ同額でございます。13節 委託料 108万円、前年度が129万6,000円でございますけれども、昨年は安行苑の周辺環境整備委託料で85万円でしたけれども、今年度は安行苑前庭の松、桜等の剪定や雑木等の伐採委託料として63万8,000円ほど新しく組んでございます。14節 使用料及び賃借料は、前年度と同額で、15節 工事請負費、これは駐車場の補修工事でございます。これは、白線を付けてということで、250万円新しく計上しております。平成26年度は、安行苑の補修工事として120万円、これは様式トイレの取り替え、玄関前のタイルの張り替え、ひさし防水、ホームタンク取り替え等でございますけれども、今年度は新しく舗装をするということでございます。19節 負担金補助及び交付金 91万円、これは環境監視センターの負担金ということで、昨年度とほぼ同額の計上でございます。

続きまして、125ページをお願いいたします。

清掃関係の費用となります。説明資料は、11ページから15ページです。11ページは、平成21年度から平成25年度までのごみの収集量の推移です。12ページは、屎尿収集量の推移、下段は火葬場の利用状況となっております。13ページは、渡島廃棄物処理広域連合・西部広域事務組合負担金の推移となっております。14ページはごみ袋の収入、作成費の内訳です。15ページは、販売にかかる委託料一覧となっておりますのでご参照お願いしたいと思います。4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費 1億7,189万8,000円、前年度が1億4,422万円で、約3,000万円ほどの増額となっております。これは、9節 旅費については前年度と同額ですが、11節 需用費、消耗品、ごみ分別のカレンダーは同額でございます。ごみ作成費が319万8,000円と、若干20万円ほど伸びてございます。19節 負担金補助及び交付金が1億6,855万1,000円、前年度と比較して2,725万1,000円ほど増額となっております。

ございます。渡島西部広域事務組合負担金が今年度より2,731万4,000円増となっております。増額の要因は、旧し尿施設解体工事とストックヤードの設計委託料が増額の要因となっております。渡島廃棄物処理広域連合負担金については、96万3,000円ほど減額となっております。生ごみ堆肥化容器等の購入補助金は、前年度から8万円ほど減額となっております。

続きまして、125ページです。

3,724万8,000円、前年度が3,658万4,000円でほぼ同額でございます。4款 衛生費、2項 清掃費、2目 ごみ処理費 3,724万8,000円です。11節 需用費は前年度と同額、12節 役務費は、前年度と比較して8,000円の減となっております。役務費については、不法投棄等されたテレビ・冷蔵庫等電化製品の処分料となっております。13節 委託料 3,710万7,000円、前年度より67万2,000円ほど増となっております。主な理由は、収集委託料の中の作業員の労務単価の上昇、また指定ごみ袋の販売委託手数料の一律10%に改正する部分で、15万7,000円の増額となっております。

東出委員長 ページ数が飛んでおりますので、歳出で一旦切ります。

住民係の歳出についての質問を受けたいと思います。

ありませんか。竹田委員。

竹田委員 122ページの環境衛生で安行苑の施設の整備の関係で、ちょっとお尋ねします。いま産業会館庁舎含めて風除湿が工事しています。公民館も自動ドア整備になった。産業会館もさらに風除湿を付けて、暖房の管理含めた部分でのそこにも自動ドア整備2枚付く。やはり安行苑もこれ単町で経営しているわけではない。知内と共同の施設であるし、一度はお世話にならなければならない施設であるし、やはりここも産業会館庁舎だけではなく、安行苑も。今年度は無理にしても、次年度はやはり自動ドアにするだとかそういうやはり考えなり、そういう検討というのはできないのかどうなのかという部分がまず1点。

それから、125ページの渡島西部広域事務組合の負担金2,700万円ほど旧施設の解体、あるいはストックヤードの新設のために負担金が増えるのだと。それであれば、ここちょっと内訳を付けてもらわないと。例えば資料の13ページ、負担金の推移が何年か掲載になっていますけれども、単純に見れば去年から見れば2,700万円増えるというふうな部分にしか数字だけ見れば見えないものですから、実際はごみ・し尿含めてだんだん減量になってきていっている。まだ極端な数字ではないけれども、この排出量によって負担金が変わってくるわけですから、そういう例えば統計を取るにしても、やはりこういう一つの特別な要素があれば、別に特別枠で2,700万円が増えたというのはわかるような例えばこういう資料にしてもらわないと。我々何かあった時に随分推移が、本来であれば負担金が減少してきてもいいだろうと思っているやつがボンと上がっているだとかというふうになるものですから、この資料を作る時にはっきりここに書いているように、当初と確定と2段書きしていますから、当初の考えの部分ではこうだという部分に、やはり整理した資料作りをすべきだろうというふうに思いますので、その辺含めて答弁願います。

東出委員長 2点について。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 安行苑の関係は、建設水道課の建築担当のほうと話をしまして、どのくらいかかるのかということで相談してみたいと思います。いま25年・26年度でかなり外

部分的な部分だとか改善させていただいてはいますけれども、確かにご指摘のとおり、建物もかなり古くなっていますので、そういう部分については知内のほうとも話をし、秋までに結論を出していきたいというように考えております。

ストックヤードとセンターの関係については、表を1枚いただいているだけの分なのですけれども、もしそれでよければいまあとからでも皆さんのほうに提供したいと思えますけれども。まだうちのほうで作った資料で、予算計上するために作った表となっております。それでよろしければ提供ということで。そのほかの細かい部分については、西部事務組合のほうとも話をし取り寄せるなりをするような形になるものですから、若干時間をいただきたいと思えます。以上です。

東出委員長 それでは、資料要求をしておきます。今予算委員会中に提出してください。

そのほか。

新井田委員。

新井田委員 竹田委員とちょっと重なる部分があります。安行苑のところちょっと要望に近いと思うのですけれども。この資料を見ますと、やはり170何回ということはいわゆる2日に一遍くらいの稼働をして、そのいわゆる使用料があるわけですがすけれども。私何回かあまり行くことはなかったのですけれども、安行苑のほうに行っている経緯はあるのですけれども、特に冬場なのですけれども、かなり雪がことは雪がすくないということで、雪が多い年は非常に出入口のものすごいかぶさっているのですよね。なお且つそういう部分を見ても、「私知らない」と言ったらそれまでなんだろうけれども、担当の中にいるかたがあまり処置をされていないと。非常に恐ろしいぐらいかぶさっている部分があるので、ああいう部分というのはこれから知内さんといろいろ改修の部分では揉むケースはあるのでしょうかけれども、そういう部分を含めてやはりご検討いただきたいと。使うほうの身に立ってみれば、非常に万が一何かあった時には、非常にやはり大変なことになるとということも含めて、配慮いただきたいということをお願いいたします。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 いまの関連で、ことし駐車場の整備します。たぶん新井田委員も自分も一緒だと思うのですけれども、町道入ってきてこういう入りをしなければならない。ですから、町道入ってきたらそのままスッところ。道道の線形だとか勾配も多少あるのですけれども、その辺うまくこう行って入ってまた入るのではなくて、行ったらすぐ曲がって駐車場に入れるような道路の線形にならないのかどうなのかという。そういうふうにはできないかどうか。それはここで結論ではなくて技術屋さんとの協議をして。

東出委員長 要望です。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 線形改良は、若干お金がかかると思うのです。それで、建設水道課のほうと相談して、これも先ほどもご指摘があったとおりと同じで、知内町とも相談してちよつとしたいと思えます。

除雪の関係については、ご指摘のとおり火葬になる時はなるべく建設水道課のほうにお願いをしていますけれども、十分配慮して進めてみたいと思えます。

出入口のところについては、いままで平らでそこに雪が付いて凍っていたのを屋根をかぶせて丸くしたので、入り口はいま何とか雪は取れるにはなったと思えますけれども、そ

の辺また十分建設水道課と話をして対応してみたいと思います。

東出委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、住民系の歳入に入ってください。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 それでは、歳入について説明させていただきます。

39ページをお開きいただきたいと思います。説明資料は4ページとなっております。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料 165万円の計上でございます。木古内町・知内町の安行苑使用料で、平成25年度の実績による増額としております。

43ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料、1節 保健衛生手数料 778万1,000円、昨年度が822万7,000円ですので、44万6,000円の減額となっております。し尿浄化槽清掃・一般廃棄物処理許可書発行に伴う手数料は、前年度より6,000円ほど減額になってございます。ごみ手数料については、今年度の実績を見込んで考慮してございます。

48ページをお開きください。13款 国庫補助金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金 22万5,000円のうち、一番下の地域人権啓発活動活性化事業交付金4万4,000円、これは人権活動に向けた取り組みで、花いっぱい運動の花の種の購入に充当してございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。14款 道支出金、2項 道補助金、1目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金の消費者行政活性化事業補助金 30万円です。前年度より、8万円ほど少なくなっております。

続いて、54ページをお願いいたします。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金の道公害防止委託金 1万5,000円、前年度と同額でございます。同じく、3項 道委託金、2目 衛生費委託金、1節 保健衛生費委託金 浄化槽設置事業事務委託金 6,000円、前年度より5,000円ほど少なくなっております。

69ページをお願いいたします。19款 諸収入、4項 受託事業収入、2目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入 562万2,000円、前年度より33万3,000円ほど少なくなっております。安行苑の運営費知内町負担分で、安行苑運営経費の減に伴い、知内町の按分割合は、人口割50%、利用割45%で予算計上してございます。

70ページから71ページとなります。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入 雇用保険繰替金 47万円中、安行苑の管理人に2名分、本人負担分額2万2,000円が入っております。以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

東出委員長 歳入の説明が終わりました。質疑はありますか。

竹田委員。

竹田委員 委員長、ちょっと歳出の部分で聞き漏らした部分があるのですけれども、よろしいでしょうか。

東出委員長 お許しいたします。

竹田委員。

竹田委員 112ページの住民運動、この中で防犯灯料金の補助がありますけれども、これ

は町内会とすれば、大変町が全額補助しているということで大変助かっています。ただ、この事務的な手法について改善ができないかと。いま町内会とすれば四半期毎に請求をして、そして領収書というか口座の引き落としの確認をする通帳をコピーして一括、年4回やらなければならない。そして、決定通知が町のほうで出すという。そして、四半期毎にそれぞれの町内に支払をしていると。やはりこれを事務的な部分の効率を図るためには、これいま全額町費負担ですから、各町内会ではなくていままで町内会に来ている請求を町に受けて町が一括支払いすれば、毎月の例えば支払・支出だけを北電さんに支払えば事は済むであろうと思うのですけれども、ただそれが簡単にいくのかどうなのか。それがもし可能だとすればどうすればできるかということで、そうすれば町内会としてもその手間がいらぬということになるわけですから、その辺について検討していただけるかどうか。

それと需用費で花いっぱい運動、これ長年花いっぱい運動で環境美化ということで、運動を展開しています。正直に言って、この花いっぱい運動も確かに綺麗な花が咲いている時は、「すごいな」と旅から来た人も喜んでいただける。それこそおもてなしというかお迎えの誠心で良いことなのですけれども、正直に言って各町内会、我々みたいな小さな町内会からすれば、町内会のスタッフの高齢化。結構大変なのですよ、植栽、草取り。大きな町内会の場合は、人手というか手もあるからいいのですけれども、その辺についての検討。

それと、やはり新幹線が止まる駅としての環境美化としてのやはり年に1回は「ごみゼロの日」という。例えばどういう触れ込みにするかわからないけれども、やはり町民一斉に清掃活動をする。道路の清掃を含めて、駅前だけにするのかどこまでするかそれぞれの地域でやるかというのは別にして、やはりそういう部分の取り組みもどこかで声を出さないと。行政が音頭を取ればいいのか、地域からの発想がいいのかという部分含めて、やはりやるべきだろうというふうに思うのです。この辺について、見解を。

東出委員長 検討課題があるそうでございますので。要望だそうです。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時37分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

戸籍係の予算審査に入りたいと思いますので、担当課長説明を求めます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 戸籍関係の予算を説明させていただきます。

95ページをお開きください。歳出でございます。

2款 総務費、3項 1目 戸籍住民基本台帳費、目の計ですが今年度は645万1,000円で、昨年度6,779万6,000円、昨年度と比較しまして6,134万5,000円ほど少なくなっております。これは、戸籍電算化委託事業が終了したものでございます。9節の旅費から12節 役務費は、前年度とほぼ同額でございます。13節 委託料が、161万7,000円ほど増額となっております。これは、戸籍システム保守委託料について、平成26年度の導入年は6か月間無償でありましたが、平成27年度からは12月か月分の支払いとなったために、増額となりま

した。14節 使用料及び賃借料は、前年と同額でございます。18節 備品購入費 113万6,000円でございます。これは、新設です。住基ネット統合端末タッチパネルが20万円、これは平成28年度スタートするマイナンバー制度に伴い、公的個人認証機器が住基ネットに統合されるために購入するものです。住基カード・共通番号裏書システム導入費が、93万6,000円となっております。これは、住基カードとしまして、免許証みたいなカードが出るのですけれども、その裏に書き込むシステムとなっております。19節 負担金については、前年度と同額でございます。歳出は、以上でございます。

東出委員長 歳入に入ってください。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 歳入について、説明させていただきます。42ページをお開きください。

12款 使用料及び賃借料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料 296万7,000円のうち、戸籍手数料が136万5,000円です。住民票の手数料が57万円、印鑑証明手数料が33万円、その他証明が13万5,000円、合計で240万円となっております。

続きまして、48ページお願いいたします。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金 25万5,000円のうち、中長期在留者住居地等事務委託費として、15万1,000円の計上でございます。これは、前年度とほぼ同額でございます。

次に、54ページをお願いします。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金 12万8,000円のうち、福祉統計調査委託金 1万5,000円、旅券事務委託金 4万4,000円です。

戸籍関係の歳入歳出は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

東出委員長 戸籍関係の歳入歳出の説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、戸籍についての予算審査は終わります。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時42分

議案第20号 木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例定について

議案第21号 木古内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第22号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第42号 木古内町保育の実施に関する条例の廃止について

議案第23号 木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例制定について

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課所管の条例改正がございますので、それに入りたいと思います。

議案第20号 木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例定についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 委員長、関連があるので20、21、22、23、42号と一括でお願いできないでしょうか。

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時43分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど提案しました議案第20号については取り消しをし、再度改めて提案したいと思えます。

議案第20号 木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例定について、議案第21号 木古内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第22号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第42号 木古内町保育の実施に関する条例の廃止について、議案第23号 木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例制定を一括議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 それでは、ただいま上程になりました議案第20号から21、22、23号、議案第42号の条例について、説明させていただきます。

それでは、資料に基づいて説明を申し上げます。資料番号1の12ページをお開きいただきたいと思えます。

子ども、子育て三法の施行により、子ども子育て支援新制度が、4月1日よりスタートすることとなります。

まず1番ですが、中段でございます。幼児期の教育・保育に関し「施設型給付」と「地域型保育給付」の制度が創設されます。中段にイラストがございますが、平成26年度まで私学助成・就園奨励費は文部科学省、保育所運営費は厚生労働省の所管でしたが、4月1日より内閣府が窓口を一本化し、施設給付が行われることとなりました。施設型給付の対応につきましては、議案第20号の木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、地域給付型3才未満児への対応につきましては、議案第21号 木古内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が適用され、スタートすることとなります。2. 認定こども園制度、児童福祉法による認可は保育所、学校教育法による認可幼稚園制度も一本化され、認可・指導監督等全て内閣府が行うこととな

りました。

13ページをお開きください。地域の実情に応じた子ども、子育て支援の充実についてということで左側になりますけれども、施設給付基準条例①と書いてございます。家庭的保育事業等基準条例②、児童クラブ条例制定③は、市町村で条例が義務付けられております。①が議案第20号、②が議案21号、③が議案第22号となります。下段となります。給付対象となるため、「認可」と「確認」について説明申し上げます。各事業所を開設する者は、児童福祉法の「認可」、子ども子育て支援法による「確認」を受けることが必要となります。「認可」では、人員配置や面積など、施設・事業に必要な基準を満たしているか等基準となります。「確認」は、会計処理や情報公開などの基準を満たし、対象施設・事業者としての確であるかどうかを審査基準の対象となります。

13ページの下段となりますけれども、教育・保育施設には認定こども園、幼稚園、保育所が該当し、北海道の認可を受けなければなりません。地域型保育事業所は、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がありますが、家庭的保育事業等基準条例に基づき、木古内町の確認が必要となります。事業を実施する者は、条例に基づいて認可、確認を受けることとなりますが、木古内町がこの度制度を制定する条例は、国、内閣府令になりますけれども、異なる内容を定める特別な事情や特質性はありませので、全て国の基準どおりに従う条例制定となります。

それでは、資料9ページをお開きください。木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、説明をさせていただきます。特定教育保育施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、3施設となります。木古内保育園・永盛保育園は、保育所として該当します。第1条から第3条迄は共通事項、第4条は利用定員に関する基準、第5条から34条迄は運営に関する基準、35、36条は特例施設型給付費に関する基準となっております。今度右側に移ります。特定地域型保育事業これは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となっておりますが、現在木古内町において該当する施設はありません。第1条から第3条迄は共通事項、第37条は利用定員に関する基準、第38条から第50条迄は運営に関する基準、第51、52条は特例施設型給付費に関する基準となっております。

続きまして、10ページをお開きください。木古内町家庭的保育事業等の設備等及び運営に関する基準を定める条例について、説明させていただきます。第1条から第21条迄は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の共通事項であります。家庭的保育事業、定員5人以下の施設で第22条から第26条までの基準条例に従い認可を受け運営されます。小規模保育事業、これは27条の基準に従いまして、A型は定員6人から19人で保育所の分園型として、B型は定員6人から19人で保育所の分園型と家庭的保育の中間型として、C型は定員6人から19人で家庭的保育に近い型として認可運営となり、A型28条から30条迄、B型31条・32条、C型は33条から36条の基準に従い、それぞれ運営されることとなります。居宅訪問型保育事業、37条から41条の基準に従い運営されます。事業所内保育事業、定員20名以上で保育所の基準と同様で、42条から48条の基準に従い運営をされます。

続きまして、11ページをお開きください。木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、説明させていただきます。

この条例は、地域における子育て支援の一環として、放課後児童クラブ、木古内町が実施するものは学童保育となりますが、事業の設備及び運営に関する基準となります。運営方針の基準として、第1条の趣旨から第6条の放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について規定しております。設備と職員の基準については第7条、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件から、第10条の放課後児童支援員の資格について規定しております。管理・運営等に関する基準は第11条、利用者を平等に取り扱う原則より、21条、事故発生時の対応について規定しております。これは、全て国の基準に従うとしております。木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、木古内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第23号をお願いいたします。

木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例制定について、説明を申し上げます。第1条では、主旨として利用者負担に関して必要な事項を定めるものとしております。第2条は定義、第3条は利用者の負担額、第4条は利用者負担額の減免、第5条は委任としております。附則、施行期日については、平成27年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第42号をお願いいたします。

木古内町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について、説明を申し上げます。

木古内町保育の実施に関する条例は廃止する。附則、施行期日については、平成27年4月1日から施行するというごさいます。説明は以上でございまして。よろしくお願ひいたします。

東出委員長 5本の条例制定について、説明がございました。これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございまして、これについて終わりたいと思います。

次、一般会計に入らせていただきます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 それでは、福祉年金担当所管の予算を説明させていただきます。

歳出からです。103ページをお願いいたします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、本年度予算額 8,573万5,000円、前年度が8,431万6,000円、前年度と比較しまして141万9,000円の増額となっておりますのは、国民健康保険操出金が138万1,000円増となっております。1節 報酬から19節は、昨年度とほぼ同額でございまして。

続きまして、104ページとなります。20節 扶助費 63万2,000円、昨年は、59万円です。福祉灯油等扶助件数、100円×900×1.08の65世帯ということで、63万2,000円を計上させていただきます。28節 操出金拠出金、これは先ほど説明したとおりです。2目 国民年金事務費は需用費のみですが、金額は前年度と同額の12万円となっております。

110ページをお開きください。一部、111ページとなっております。

6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費 2,241万5,000円、前年度が2,393万5,000円で

すので、152万円ほど減額となっております。11節 需用費、12節まではとほぼ同額でございます。13節 福祉医療給付システム導入委託料 92万3,000円です。これは、国保連合会から個別の請求がいままでシステムがないため読み込みができませんでした。この度新しく導入することで医療費の請求、請求事務手数料データで確認できるため、支払い事務等が効率に行われるためシステムとなります。20節 扶助費 1,998万6,000円、前年度が2,239万6,000円ですので241万円ほど、これは自然減と見てございます。

続きまして、7目 乳幼児医療費は1,003万8,000円、前年度が1,027万6,000円、23万8,000円ほど少なくなっております。11節 需用費、12節は前年度までほぼ同額でございます。13節 委託料 46万1,000円、福祉医療給付システム導入委託料、これは6目の心身障害者の一人親家庭等医療費の委託料と同じような理由となっております。20節 扶助費 861万7,000円、中学校修了時までの、通院・入院費の医療費です。前年度と比較しまして、73万2,000円減額となっております。これは、自然減と見ております。

116ページをお願いいたします。2項 児童福祉費、1目 児童福祉費総務費 12万3,000円、前年度とほぼ同額でございます。2目 児童措置費 1億1,108万7,000円、前年度が1億1,251万円、1,132万3,000円ほど少なくなっております。

説明資料は、資料の16ページとなります。16ページは、各保育園に平成27年度において、木古内保育園45名・永盛保育園29名に支払いを予定している措置費の積算表となっております。ページ下段の金額が13節の委託料となっております。

資料17ページが、27年度の保育園年齢別と入所予定表となっております。13 委託料 6,578万7,000円、前年度が7,545万円ですので、966万3,000円ほど少なくなっております。木古内永盛保育園運営委託料が減となっております。木古内保育園は45人で4,059万4,000円、永盛保育園29人、2,519万3,000円であり、23年度より両園の定員はともに45名ということで運営してございます。

20節 扶助費、予算説明資料は18ページとなっております。18ページは、児童手当の算出表となっております。全体的には、166万円ほど少なくなっております。児童手当が3,540万円、被用者が1,877万5,000、非被用者が918万5,000、中学生726万円、特例給付が18万円となっております。歳出は以上でございます。

歳入について、説明させていただきます。38ページをお願いいたします。

11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 1,530万9,000円です。前年度が1,630万3,000円ですので、99万4,000円ほど少なくなっております。入所児童保護者負担金です。木古内保育園は、月平均が1万6,360円、45人の12か月ということで、883万4,400円です。永盛保育園の月平均が1万8,605円×33人×12か月ということで、647万4,600円（合ってる）を見てございます。

続いて、44ページをお開きください。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金、国民年金事務費負担金が130万1,000円です。これは、前年度と比較しまして、102万2,000ほど少なくなっておりますが、これは国のシステム改修分が今年度なくなった部分で、少なくなっているものです。2節 児童福祉費負担金 4,641万3,000円、前年度が5,151万7,000円ですので、510万4,000円ほど少なくなっております。これは、保育所の運営費が基本額 4,420万6,000円の2分の1ということで、2,210万3,000円。児童手当負担金が、2,431万円となっております。

続きまして、48ページをお願いいたします。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉委託金 9,000、昨年度は7,000円です。これは、特別児童扶養手当の事務費の委託金となっております。

続きまして、49ページです。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金、民生・児童委員活動費負担金予算額は154万5,000円、前年度と同額となっております。2目 児童福祉負担金予算額 1,659万3,000円、前年度が1,882万1,000円ですので、222万8,000円ほど少なくなっております。これは、保育所運営費と児童手当に対する道の負担金でございます。保育所運営費は、基本額の4,420万6,000円の4分の1で、1,105万1,000円。児童手当負担金は、被用者分が277万2,000円、非被用者分が153万円、中学生が121万円、特例給付が3万円となっております。これは、転出等の減と自然減というふうに見てございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。14款 道支出金、1項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金、合わせまして632万2,000円。前年度と比較しまして、116万円ほど少なくなっております。

52ページをお開きください。4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金としまして、62万5,000円です。前年度は、61万7,000円でした。5節 乳幼児医療費補助金は、114万6,000円でございます。前年度は、175万8,000円です。6節 乳幼児医療事務費補助金として3万8,000円、これは前年度と同額でございます。

次に、70ページをお願いいたします。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入 3億1,178万9,000円のうち、71ページの上から3行目となります。高額療養費繰替金 118万円となっております。説明は、以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

竹田委員。

竹田委員 104ページの扶助費なのですが、去年より4万円あまり増になっているの福祉灯油。これ以前から、一般質問等で訴えている福祉灯油の増量というか90ℓを増やせないかということで要望しているのですけれども、今回予算計上にあたってどのような予算要求含めて、原課のほうとしてしたのかという部分をまず1点お願いいたします。

それから、先ほど多くの条例改正等がされました子育て支援の認定こども園絡みの木古内町のうちの今年度の予算を見ますと、116ページの委託料と数字を見ますと、木古内保育園で45名あまり、永盛では29名という。これが、今後年々増加傾向にあるという子どもの人口の推移であればいいのですけれども、年々減少傾向にあるというようなそういう見通しの中で、今後この辺を行政としてどうするというわけにはいかないと思うのですけれども、その辺本当にどうあるべきかということを含めて、これからどういうふうに両保育園を含めて、進めていくのかというそういう。まだこれから議論をするのだということであればそれはそれでいいのですけれども、方向性がある程度見えているのであれば、その方向性をお聞かせください。

東出委員長 大瀬課長、二つについて。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 福祉灯油につきましては、昨年ですが採暖用のいまオール電化の部分

で、採暖している部分のを買って、それから薪です。そういうものについては、一部拡大はさせていただいたという部分についてはあります。今回の補正予算の中でも、そのようなものを勘案して多少ですけれども増額となっております。ご質問の900に対してどのような考え方をもっているかということなのですけれども、管内的にはだいたいそのような量が平均的なものでございます。新年度に向けて、また振興局等で資料をいただきながら、その辺については検討してまいりたいと思っております。

もう一つの子育て支援の関係ですが、子育て支援はいま先ほど申し上げました条例改正の中でもそうなのですが、施設型給付ということで木古内保育園・永盛保育園は、その意向の中で現状のままで進めていくというのは、これは現行法の中で適用になっております。ただ、いまの例えば待機児童の諸問題とかは木古内では関係ないのですけれども、そういうふうな形の中でいまのお父さん・お母さん達です。保護者の皆さんが利用しやすいような形にということで、保育所型の認定こども園に移行していこうというふうな考え方をもってございます。ただその中には、やはり先ほど申し上げましたように、保育園といっても幼稚園型になりますと、どうしても資格が今度は幼稚園教諭の資格をもったかたが必要となりますので、そういう人材等も保育所型で鋭意努力して移行していかなければなりませんよというのが一つの認可の基準となっておりますので、その辺のだとかの準備に1、2年はかかると思いますけれども、どっちにしてもそういうどちらかとする、開けた短時間でも今度は利用できるというふうな形の中では、利用者としてはかなり利用しやすいと思いますけれども、そういうふうに向けて我々のほうも1、2年かなり保育所のほうとも話をしながら、進めてまいりたいと思っております。

東出委員長 ほかに。

竹田委員。

竹田委員 福祉灯油、管内の平均から見ればそれに合致しているとそれはわかるのですけれども、なぜ言うかといえは再三この部分にしつこく言っているのは、「福祉都市きこない」だからこそ、やはり何かほかの町とは違うというものを打ち出してもいいだろうというふうな思いがずっとあるのですよね。ですから、やはり原課とすればその辺の意見等も踏まえて、どうすべきかということをややはり本当は詰めていただきたかったのですけれども、結果とすれば現状維持でいいのだという考えですから、それ以上は議論はしませんけれども。十分やはり検討の余地はあるような気はするものですから、内部検討してください。

東出委員長 要望として留めておきます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、次に進んでいただきたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時12分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。
それでは、町民税務課の税務の関係で新人ですか。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時12分
再開 午後4時13分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。
続行して、税務関係よろしく願いいたします。
大瀬課長。

大瀬町民税務課長 それでは、税務関係の予算の説明をさせていただきます。
予算書、92ページをお願いいたします。2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費
501万5,000円、前年度が539万7,000円ですので、38万2,000円ほどことは少なくなっ
てございます。昨年度の比較では、納税貯蓄組合の60周年記念事業の補助金が昨年あ
ったために、20万円ありました。それで、その分が少なくなっているというよう
なことでございます。2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費、1節 報酬は、
1万8,000円ということで、これは日額報酬を改正となったために、増額にな
ったものです。9節 旅費 11万9,000円、職員普通旅費となっております。

東出委員長 主立ったものをやってください。
大瀬課長。

大瀬町民税務課長 税務総務費については、ほとんど昨年度と同額でござい
ます。
次に、2目 賦課徴収費です。予算額が313万3,000円、昨年より30万円ほど
増額となっております。これは、11節の需用費で督促窓付封筒等の印刷代が64
万1,000円として、11万円ほど増額となっております。あとは、委託料につ
いては前年度と同額でございます。

次に、186ページをお願いいたします。13款 諸支出金、1項 還付金、1目
過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 200万円、これは町税還付金と
して掲載してございます。

税の歳出については、以上です。

東出委員長 歳入に入ってください。
大瀬課長。

大瀬町民税務課長 では、歳入をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。1款 町税、1項 町民税、1目 個人、1節 現
年課税分 1億3,489万2,000円、前年度より22万2,000円ほど減額とな
ってございます。これは、総所得金額は前年度と比較して若干伸びていま
すが、それ以上に社会保険控除等の控除額が伸びているために減額とな
ってございます。

20ページをお願いいたします。2節 滞納繰越分 463万2,000円、滞
繰分として、15%を見てございます。前年度と比較して、1万1,000
円ほど少なくなっております。2目 法人、1節 現年課税分 3,584万
9,000円、前年度と比較して102万2,000円ほど少なくな
ってございます。要因は、平成26年度税制改正で平成26年度から法人
税割が14.7%から12.

1%に引き下げられたことによるものです。

続きまして21ページ、滞納繰越分 16万9,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。1款 町税、2項 固定資産税、1目 固定資産税、1節 現年課税分 1億8,269万円で、126万5,000円ほど少なくなっております。これは、平成27年度評価替で、土地の評価が下落したことが要因と見ております。2節 滞納繰越分は、384万7,000円として、前年度とほぼ同額でございます。同じく2目 国有財産の所在等市町村交付金は、前年度よりも20万7,000円ほど少ない496万9,000円となっております。

24ページ、1款 町税、3項 軽自動車税、1目 軽自動車税、1節 現年課税分は、前年度より36万2,000増の825万2,000円となっております。

続きまして、25ページです。2節 滞納繰越分は、前年度とほぼ同額です。

26ページをお願いいたします。1款 町税、4項 町たばこ税、1目 町たばこ税、1節 現年課税分 5,530万1,000円、前年度よりも150万1,000円ほど少なくなっております。2節 滞納繰越分については、前年度と同額です。

続いて27ページをお願いいたします。1款 町税、5項 入湯税、1目 入湯税、1節 現年課税分です。64万円で、前年度より1万円ほど少なくなっております。

42ページをお願いいたします。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料 296万7,000円です。上の段から4段目、税務手数料 35万1,000円、その下の町税督促手数料が13万5,000円となっております。

54ページをお願いいたします。14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税費委託金で575万5,000円、これは道民税の徴収委託料です。 5, 91

66ページをお願いいたします。19款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 延滞金 10万円を計上しております。続いて、過料についても1万円を計上しております。

税務関係は、以上でございます。

東出委員長 税の関係についての歳出歳入の説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、次に進みたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時25分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

いま皆さんの手元に、平成27年度地方税制の改正による木古内町税の一部改正なのですが、これの中に自動車税の税率についての案ということで示されておりますけれども、これがいま国会審議中ということでございまして、ちょっといま流動性があるということでございますので、その辺の説明を受けながら今後の扱いについて、副町長のほうからご説明いただきたいと思いますので、副町長よろしいでしょうか。

副町長。

大野副町長 それでは、予算委員会にどう関わるかというところからご説明をしたいというふうに思います。昨年、平成26年の4月に税制改正を行いまして、軽自動車税の税率改正がございました。その中で、二輪車については、この表の左にある金額で決定をしております。その金額につきましては、27年4月1日から施行するというふうなことになっているのですが、昨年12月30日、政府のほうで税率改正が決定をしました。これは、政府の税制調査会のほうです。この現在開かれている国会に改正案が示されることになっています。12月30日の決定は、改正案です。この改正案では、26年4月に改正した内容を27年4月1日から適用するのではなくて、1年間延期して28年の4月1日から適用するというふうな案文になるのです。そうしますと、26年の決定をした本日お示ししている左側の金額が、27年の4月1日は元のままでいいということになりまして、右側の改正後の数字になるわけです。それで、この適用については条例改正が必要となります、木古内町の。木古内町の条例改正をするためには、国会の審議が通ってなければなりません。現在、審議中ということで、町のほうでいま困っているのは新年度、27年の4月にこの軽自動車税は賦課する税なのです。4月に賦課して4月30日まで、支払をしていただくという納期になっているものですから、ここを議員の皆さんにお知らせをしておいて、3月のこのあと早い時期に国会のほうで決定がされれば、臨時議会の開催をお願いしていきたいとは思っています。ただ、国会の審議が長引いて4月に入ってから議決ということになると、今度選挙の日程などもありますので、なかなか臨時議会を開いている時間・余裕が取れないだろうと。そうした時には、議長の専決処分をお願いしたいということで、このいままだはっきりしてなくて申し訳ないのですが、時間的な余裕がしっかりと臨時議会を開催している時間があれば、そこで議決をお願いする。そうでなければ、専決処分ということで進ませていただきたいというお願いでございます。よろしく申し上げます。

東出委員長 ただいま副町長のほうから説明がございましたけれども、委員の皆さんから何か。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時35分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩の中でお話をされましたけれども、国の動きもあろうかと思っておりますので、お互い行政と議会事務局と調整を取ってもらおうということで、ここは収めておきたいと思っております。

それでは、早速予算のほうに入りたいと思っておりますけれども、説明を求めます。よろしいでしょうか。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 それでは、国民健康保険のほうの説明に入らせていただきます。まずは、一般会計のほうからお願いいたします。

104ページをお願いいたします。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金 8,338万2,000円、これは国保会計のほうに繰り出すこととなっております。

す。前年度より、138万1,000円ほど増額となっております。

次に、115ページをお願いいたします。3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 1億1,878万5,000円の繰り出しとなっております。昨年度より、168万6,000円ほど少なくなっております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。44ページをお願いいたします。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金 308万3,000円です。これは、昨年度とほぼ同額でございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金です。これは、保険基盤安定制度軽減保険料負担金、保険基盤安定制度医療費支援分負担金、合わせて2,151万9,000円となっております。

続きまして、4節の後期高齢者医療負担金ですが、2,816万6,000円の4分の3ということで、2,112万5,000円となっております。

一般会計は、以上でございます。

東出委員長 国民健康保険の一般会計の歳出歳入の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございます。次に、進んでいただきます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 それでは、国民健康保険事業の予算書の説明をさせていただきます。

29ページをお開きください。予算説明資料は、23ページです。

総務管理費です。主に職員2名分の人件費、電算委託料等となっております。予算額は2,015万6,000円で、前年度より372万6,000円ほど少なくなっております。これは、2節から4節までの人件費については、人事異動による減額となっております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

13節 委託料 252万5,000円、前年度と比較しまして240万5,000円ほど少なくなっております。減額の理由は、70歳以上の一般被保険者に係る軽減特例処置の段階的廃止に伴うシステム改修費の部分が少なくなったことによるものでございます。

次は、資料の(2)の徴税費のところですが、主に、国保賦課・徴収に係る費用となっております。予算額は134万3,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、資料(1)の(3)の運営協議会費です。これは、前年度とほぼ同額でございます。32ページをお願いいたします。

運営協議会費で変わったのは、報酬が1,000円から3,000円になった部分でございます。

次に、説明資料1の(4)趣旨普及費です。これは、被保険者への通知等に係る郵便料となっております。説明資料2の保険給付費です。被保険者の療養の給付にかかる保険者負担分です。予算額は5億3,154万4,000円、ほぼ前年度と同額となっております。

続きまして資料2の2、高額療養費、予算書は36ページとなります。

1目 一般被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金、予算額は5,102万3,000円、前年度と比較しまして427万7,000円の減となっております。これは、24年・25年の

実績及び26年度の見込みで、算出をしております。2目 退職被保険者等高額療養費、19節 負担金補助及び交付金、予算額は782万8,000円、前年度と比較しまして432万8,000円ほど多くなってございます。これは、平成26年度は25年度より4,000万円ほど増となる見込のために、26年度の実績で算出をしております。

次に、40ページをお願いいたします。

説明資料は3.後期高齢者支援金等です。27年度の概算支援金として25年度の実績数値により算出をされ、社保支払基金で試算されたものを計上しております。予算額は7,328万1,000円、前年度と比較しまして467万5,000円ほど少なくなっております。

次に、41ページをお願いいたします。説明資料は24ページとなります。4款 前期高齢者納付金です。こちらも平成27年度の概算納付金と平成25年度の実績数値で精算されて、予算を計上しております。

4款 後前期高齢者納付金等は、前年度とほぼ同額でございます。

予算書、42ページをお願いいたします。老人保健の拠出金は、まだ若干節を計上しているのみとなっております。

次に、43ページをお願いいたします。説明資料は、6.介護納付金です。介護保険の40歳から64歳までの第2号被保険者が納める保険料です。こちらも平成27年度概算納付金と、25年度の実績により算出をしております。3,506万6,000円です。前年度と比較して、262万7,000円ほど少なくなっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

説明資料は、7の共同事業拠出金です。歳入の共同事業交付金に対する拠出金で、国保連合会が拠出額を決定しております。7(1)、高額医療費共同事業拠出金です。1目 高額医療費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、予算額は1,451万6,000円、前年度より504万5,000円ほど少なくなっております。資料説明7の2、保険財政共同安定化事業の拠出金です。予算書は2目 共同保険財政共同安定化事業拠出金、19節 負担金補助及び交付金で、予算額は1億6,890万6,000円、前年度と比較しまして9,772万5,000円の増となっております。これは、国保連合会で算出した数字を基に予算計上しております。保険財政共同安定化事業は、平成27年度から改正されます。26年度までは、レセプト1件当たり30万円を超えて80万円以下だった対象医療費を、平成27年度からは80万円以下の全レセプトが対象の医療費となるために、9,772万5,000円の増額となっております。

続きまして、44ページ・45ページとなります。予算説明資料7(3)、その他の共同事業拠出金です。前年度と同額の予算額 4,000円を計上しております。

続きまして、46ページをお開きください。予算説明資料は、25ページとなります。

保健事業費(1)、特定健康診査等事業費です。特定健康診査と特定保健指導に係る費用は、特定健康診査委託料が主なものとなっております。予算額は425万9,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

予算書、47ページをお願いいたします。資料説明は8、保健事業費です。

被保険者の健康増進にかかる費用となっております。予算額は204万6,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

予算説明資料8、(3)特別総合保健施設事業費です。健康管理センターの運営に関する

費用となっております。予算額は3,806万3,000円、前年度と比較しまして428万8,000ほど多くなっております。これは、主なものは人件費の増と備品購入費というふうなことでございます。これは、人件費については独自削減が廃止等によって、90万7,000円ほど増額となっております。また、18節の備品購入費で256万7,000円は、健康管理システムのパソコン1台購入分、14万3,000円、保健指導車 229万4,000円、保健指導室・ロビー用のテレビ2台分として、13万円を計上してございます。

予算書、49ページをお願いいたします。

2目 施設管理費、予算額は637万8,000円で、78万4,000円ほど増額となっております。これは、11節の需用費が417万7,000円ということで、修繕費が主です。修繕費の主なものは、網戸の修理、調理室蛇口の修理、暖房系統の送水制御システムの交換等が主な修繕費です。

次、50ページをお願いいたします。

予算説明資料9、公債費です。これは、前年度と同額となっております。

説明資料10、諸支出金です。これについても、還付金と償還金が発生した場合の予算措置です。国保病院への医療機械整備に係る特別調整交付金の繰出分を計上してございます。498万3,000円の計上で、前年度より188万8,000円ほど少なくなっております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

10款 諸支出金、3項 繰出金、1目 直診診療施設繰出金、28節 繰出金 405万円です。国保病院分の国費、道費の補助金を国保会計で受けて、国保病院に繰出しを行うものでございます。

説明資料11、予備費です。これは、保険給付の不足が生じた場合の予算となっております。1目 予備費、予算額は1,510万4,000円で、前年度と比較しまして773万7,000円の増となっております。

歳出は以上です。

東出委員長 皆様にお諮りいたします。時間延長についてでございます。時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後4時50分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで、切ります。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、歳入に入ってください。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 それでは、歳入についてご説明を申し上げます。

予算説明資料は、19ページとなっております。予算書は、9ページをお開きください。

1目 一般被保険者国民健康保険税、予算額は1億1,746万7,000円、前年度と比較しまして1,638万2,000ほど少なくなっております。

続きまして、予算書10ページをお開きください。

3節 後期高齢者支援金分現年度課税分は、予算額 2,558万6,000円で、前年度と比較しまして327万5,000円ほど少なくなっております。4節 医療給付費分滞納繰越分は、586万8,000円、前年度と比較しまして43万3,000円少なくなっております。5節・6節については、前年度とほぼ同額でございます。

2目 退職被保険者等国民健康保険税、1節 医療給付費分現年度課税分 723万5,000円で、前年度と比較しまして115万4,000円増額となっております。

11ページです。2節 介護納付金分現年度課税分は、218万9,000円で前年度比 26万9,000円ほど多くなっております。3節 後期高齢者支援金分現年度課税分は、259万4,000円、前年度と比較しまして39万8,000円となっております。医療給付費分滞納繰越分は、前年度とほぼ同額でございます。

12ページをお願いいたします。5節・6節、介護納付金分滞納繰越分は、前年度とほぼ同額でございます。6節の後期高齢者支援金分滞納分も同額でございます。

説明資料2の督促手数料です。保険税の督促手数料は、1件100円となっております、10万円の計上となっております。

説明資料3、国庫支出金(1)、国庫負担金、①療養給付費負担金です。一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費等の保険者負担分と前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金分の支出に対して、100分の32が国から助成されるものです。

予算書、14ページです。1目 療養給付費等負担金は、現年度分として1億2,430万円です。前年度と比較して、788万5,000円少なくなっております。2節の過年度分は、前年度と同額でございます。

説明資料3、国庫支出金でございます。予算説明資料は21ページです。

道支出金、道負担金、高額医療費共同事業負担金について、説明させていただきます。高額医療費の発生に伴う保険者の急激な負担増という不安定要因の分散を図り、保険財政の安定化を図るため、国と道が拠出金の4分の1を負担しております。予算額は362万9,000円、前年度と比較して126万9,000円減となっております。

説明資料、20ページです。説明資料3、国庫支出金のところでございます。

説明資料21ページ、6 道支出金、(1) 道負担金、特定健康診査等負担金について説明させていただきます。特定健康診査・特定保健指導に係る費用の3分の1を負担ということでございます。予算額は111万7,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

説明資料20ページ、国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金です。これは、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の違いで生じる国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために、国が交付する助成金です。

予算書は15ページとなります。予算額は4,557万5,000円、前年度と比較しまして364万4,000円ほど少なくなっております。

続きまして、療養給付費交付金です。予算書16ページとなります。

予算額は4,219万3,000円、前年度と比較しまして、1,620万8,000円となっております。現年度分が増額しております。現年度分は、1,620万8,000円ほど増額となっております。これは、退職被保険者の医療給付費に要する費用と後期高齢者支援分から退職被保険者分の保険税を控除し算出をしております。過年度分については、前年度と同額でございます。

す。

予算書、17ページです。1目 前期高齢者交付金、1節 現年度分、予算額は1億8,439万3,000円、前年度比較 59万1,000円となっております。

続きまして、19ページをお願いいたします。1目 道調整交付金、1節 道調整交付金、予算額は4,429万4,000円、前年度と比較しまして407万4,000円ほど増となっております。

次は、20ページをお願いいたします。高額医療費共同事業交付金、1節 高額医療費共同事業交付金、予算額は1,597万9,000円、前年度と比較して416万3,000円ほど増額となっております。これは、レセプト1件あたり80万円を超える医療費を対象として交付されてございます。

続きまして、保険財政共同安定化事業交付金です。予算書の2目です。1節 保険財政共同安定化事業交付金、予算額は1億7,350万9,000円、前年度と比較しまして1億230万4,000円の増額となっております。これは、歳出のほうでも説明させていただきましたけれども、平成27年度からは保険財政安定化事業が改正され、レセプト1件あたり30万円を超え80万円以下だった対象費が、27年度からは80万円以下の全レセプトが対象医療費となるために、交付金も大幅に増額となっております。これは、国保連合会のほうで試算した額をそのまま計上してございます。

続きまして、21ページです。1目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金、予算額は3,280万5,000円、前年度と比較しまして203万8,000円ほど増額となっております。

続きまして、22ページです。1目 繰越金、1節 繰越金、前年度繰越金として5,563万6,000円を計上しております。前年度と比較しまして、821万1,000円ほど少なくなっております。

次は、26ページです。3項 雑入、5目 雑入、1節 雑入 2万円の計上でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

東出委員長 説明が終わりました。国民健康保険特別会計の歳入の質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、次に後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

説明を求めます。大瀬課長。

大瀬町民税務課長 予算書、後期高齢者医療の17ページをお願いいたします。説明資料は27ページになっております。

ほとんど同額なのですが、一般管理費についてもほぼ同額でございます。

次に、18ページです。徴税费についても、前年度と比較して2,000円となっております。

続いて19ページですが、疾病予防費につきましても前年度と同額でございます。

20ページ、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、これはかなり減額となっております。691万2,000円ほど少なくなっております。これは、北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金が233万3,000円で、11万8,000円の減額、それから保険料の徴収が4,827万9,000円で、前年度より450万9,000円減額となっております。保険基盤安定繰入金は2,816万6,000円で、145万8,000円の減額、療養給付費分については10万7,000円ほど少なくなっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

前年度と比較して90万円ほど減額となっておりますけれども、これは実績に基づいて減額しております。

歳出は以上でございます。

東出委員長 歳入に入ってください。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 歳入7ページをお願いいたします。

現年度分が後期高齢者医療保険料の分です。現年度分が3,508万5,000円で、前年度より比較しまして741万5,000円ほど少なくなっております。続きまして、2目の普通徴収保険料でございます。1節 普通徴収保険料の現年度分 1,311万9,000円です。前年度より290万6,000円ほど多くなっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。滞納繰越分については、前年度と同額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。督促手数料については、前年度とほぼ同額でございます。

10ページをお願いいたします。ここは、インフルエンザの予防接種事業補助金として、前年度と同じ40万円ほど計上してさせていただいております。

11ページをお願いいたします。一般会計からの事務費繰入金として、予算額 417万5,000円で前年度より12万1,000円ほど少なくなっております。北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金は、233万3,000円です。事務費については、182万4,000円と見てございます。予算書、2目の保険基盤安定繰入金です。1節 保険基盤安定繰入金、軽減分は2,748万8,000円で、前年度より132万6,000円ほど少なくなっております。激変緩和分については67万8,000円で、前年度より13万2,000円少なくなっております。

次に、12ページです。繰越金については、前年度と同額でございます。諸収入は、前年度比較しまして90万円ほど少なく見てございます。6款 雑入については、保険料還付金として30万円ほど予算を計上させております。

歳入の説明は以上でございます。

東出委員長 後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、これで町民税務課所管の予算審査は全て終了いたしました。町民税務課の皆さん。長時間にわたりまして、どうもご苦労様でございます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後5時03分

再開 午後5時04分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

あすは9時30分から、産業経済課の所管の予算審査に入りたいと思いますので、委員の皆様

様、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

きょうは、どうもご苦勞様でございました。

説明員 大森町長、大野副町長、新井田総務課長、幅崎主査、田畑主査、木本（こ）主任
菅原主事、横山主事、山根主事、小澤病院事業管理者、平野病院事業事務局長
尾坂主査、羽沢（裕）主査、東主査、石川主事、岡山総看護師長、東出主査
名須賀保健福祉課長、尾坂主幹、若山建設水道課長、小池主幹、小杉主幹
構口主査、村上（蔵）主査、小西主任、堂守主事、大瀬町民税務課長、高橋主査、
片桐主査、吉澤主査、佐藤（利）主査、小山内主事、太田主事
森井代表監査委員

傍聴者 なし

報道 なし

予算審査等特別委員会

委員長 東 出 洋 一